＜地方公共団体、創業支援事業者向け＞

産業競争力強化法における
市区町村による創業支援のガイドライン

平成29年8月

中小企業庁 創業・新事業促進課
総務省 地域政策課

目　次

1. 概要 ・・3
2. 創業支援施策の全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 産業競争力強化法に基づく地域における創業支援スキーム・・・・・ 5
4. 支援施策の概要・・ 6
5. 創業支援の事例・・11
6. 創業支援事業計画の認定申請手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
7. 創業支援事業計画の認定申請書について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
8. 計画作成にあたっての注意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
9. 創業に必要な要素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
10. 支援事業の具体的記載例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
11. 創業支援事業計画の変更申請手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・ 31
12. 特定創業支援事業者の証明について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
13. 証明書様式 ・・・ 36
14. 今後のスケジュール（予定） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
15. Q&A ・・・ 38
16. 産業競争力強化法関係条文　抜粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
17. 産業競争力強化法施行令　抜粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
18. 産業競争力強化法施行規則　抜粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
19. 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則　抜粋 ・・・・・・・・ 66
20. 租税特別措置法及び同法施行規則 抜粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
21. 創業支援事業の実施に関する指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
22. 問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

1．概要

我が国の開業率は欧米の半分程度（5．2%）にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しています（大都市圏以外の29府県が平均を下回る）。また、中小企業数は平成11年の484万社から、平成26年は381万社へと減少し、従業員数も減少しています。

こうした状況の中、民間活力を高めていくためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要です。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においても、こうした問題意識から、「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」としています。

こうした目標の実現に向け、平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法では、地域の創業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組を応援することとしています。

こうした取組を通じ、地域における創業者を支援し、開業率の向上を目指し、地域の活性化、雇用の確保を目指します。

＜参考：開廃業率各国比較＞

	開業率	廃業率
日本	5．2%	3．8%
米国	9．3%	10．3%
英国	13．7%	9．6%

資料：
日本：厚生労働省「雇用保険事業年報（2015）」、
アメリカ：U.S. Small Business Administration「 The Small Business Economy : A Report to the President（2012）」
イギリス：Office for National Statistics「Business Demography（2014）」

＜参考：都道府県別の開廃業率＞

開業率

	全国計	5.2%	16	宮崎	4.8%	32	香川	4.3%
1	沖縄	7.0%	17	岡山	4.8%	33	北海道	4.2%
2	埼玉	6.8%	18	奈良	4.7%	34	鳥取	4.2%
3	千葉	6.5%	19	京都	4.7%	35	徳島	4.2%
4	神奈川	6.3%	20	山梨	4.7%	36	長崎	4.1%
5	福岡	6.1%	21	佐賀	4.7%	37	高知	4.1%
6	愛知	6.1%	22	岐阜	4.6%	38	山口	4.1%
7	大阪	5.9%	23	大分	4.6%	39	長野	4.0%
8	東京	5.6%	24	静岡	4.6%	40	福井	3.7%
9	三重	5.3%	25	和歌山	4.5%	41	富山	3.7%
10	福島	5.3%	26	愛媛	4.5%	42	青森	3.6%
11	宮城	5.3%	27	栃木	4.4%	43	山形	3.4%
12	茨城	5.3%	28	広島	4.4%	44	岩手	3.4%
13	熊本	5.3%	29	滋賀	4.3%	45	島根	3.3%
14	兵庫	5.2%	30	鹿児島	4.3%	46	新潟	3.1%
15	群馬	5.1%	31	石川	4.3%	47	秋田	2.8%

廃業率

	全国計	3.8%	16	群馬	3.8%	32	石川	3.5%
1	滋賀	4.9%	17	沖縄	3.7%	33	埼玉	3.5%
2	京都	4.6%	18	東京	3.7%	34	秋田	3.5%
3	福岡	4.4%	19	青森	3.7%	35	山梨	3.5%
4	北海道	4.3%	20	岐阜	3.7%	36	新潟	3.4%
5	千葉	4.3%	21	岡山	3.7%	37	岩手	3.4%
6	奈良	4.3%	22	大阪	3.6%	38	茨城	3.3%
7	島根	4.2%	23	山口	3.6%	39	栃木	3.3%
8	兵庫	4.2%	24	長崎	3.6%	40	福井	3.3%
9	宮崎	4.1%	25	高知	3.6%	41	宮城	3.3%
10	神奈川	4.1%	26	三重	3.6%	42	香川	3.2%
11	長野	4.0%	27	広島	3.6%	43	熊本	3.2%
12	大分	4.0%	28	佐賀	3.6%	44	山形	3.2%
13	愛知	4.0%	29	鳥取	3.5%	45	和歌山	3.1%
14	静岡	3.9%	30	富山	3.5%	46	福島	3.1%
15	愛媛	3.8%	31	鹿児島	3.5%	47	徳島	2.9%

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報（2015）」

2. 創業支援施策の全体像

名称 ＜予算名称＞	設置箇所数	支援対象	支援内容
よろず支援拠点 ＜29中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 54．8億円の内数＞	47カ所 （都道府県レベル）	中小企業者全般 （創業準備者を含む）	① 売上拡大等の課題を分析し、一定の解決策を提示する「経営革新支援」 ② 資金繰り改善や事業再生等の課題を分析し、一定の解決策を提示する「経営改善支援」 ③ どこに相談すべきか分からない事業者に対する的確な支援機関等を紹介する「ワンストップサービス」 ※産業競争力強化法に基づく市区町村レベルの創業支援とも連携
産業競争力強化法に基づく創業支援事業者支援	1，201計画 1，346市区町村 ※平成29年8月時点	創業準備者 ＋ 創業後5年未満	① 経営力強化のためのスキルアップ研修 ② 専門家によるハンズオン支援 ③ インキュベーション施設
認定創業スクール ＜29創業・事業承継支援事業：11．0億円の内数＞	－	創業準備者	① 創業予備軍の発掘 ② 会計・税務等、会社経営の基本的知識の習得支援 ③ ビジネスプラン策定支援 ④ ビジネスプラン策定から創業までのフォローアップ支援
創業・事業承継補助金 ＜29創業・事業承継支援事業：11．0億円の内数＞	－	創業準備者 事業承継者	① 新規開業にかかる一定の経費の1／2補助 ② 事業承継にかかる一定の経費の2／3

3. 産業競争力強化法における地域における創業支援スキーム

国

経済産業大臣及び総務大臣が、
創業支援事業実施指針（創業支援事業計画で策定すべき内容等）を策定

申請　　認定

創業支援事業計画の認定を受けようとする市区町村

【創業支援事業計画】の作成

市区町村と創業支援事業者（認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、士業、県センター、NPO等）が行う創業支援事業について市区町村が計画を作成

市区町村

連　携　実　施

創業支援事業者

民間のノウハウを活用して創業を支援する事業者（認定支援機関、経済団体、金融機関　等）

創業支援事業

ワンストップ相談窓口、マッチング支援　等

特定創業支援事業（※）

ビジネススキル研修、専門家によるハンズオン支援　等

支援

支援及び連携

都道府県

特定創業支援
（市区町村が証明書発行）

創業者

創業希望者、創業後5年未満の者

特定創業支援を受けた創業者

（※）特定創業支援事業とは、市区町村又は認定連携創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

4. 支援施策の概要

Ⅰ. 認定連携創業支援事業者への支援

(1)国からの補助金(創業支援事業者補助金:29年度予算　11.0億円の内数)

1. 補助対象事業

✓ 法律認定を受けた創業支援事業計画に基づき行う創業支援事業
(経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー、コワーキング事業など)
※兼業・副業を通じた創業ニーズにも対応

2. 補助対象者

✓ 創業支援事業計画に位置づけられ、特定創業支援事業を含む創業支援事業を実施する認定連携創業支援事業者(以下、「創業支援事業者」という)のうち法人(組合を含む)

3. 補助対象経費

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助金額	1,000万円以内
補助事業期間	交付決定日　～　平成29年 12月31日　まで
補助対象経費	人件費(新規雇い入れ者)、専門家謝金、旅費、設備費(単価50万円未満)、賃借料(コワーキングスペース等)、広報費、委託費など ※補助対象外の経費 不動産取得費、内装工事費、電話代等の通信費、光熱水費など

4. 申請手続

✓ 創業支援事業者の中で代表者を決め、代表者が必要経費を取りまとめて、市区町村の確認書を添付し申請。

✓ 各種経費の支払は、原則、代表者(A)が行うものとします。やむを得ず、共同実施者(B)が支払う場合は、委託契約等により内容・金額等を明らかにして、AがBに対して立替払を行うことで、その費用を補助対象とすることが可能(下図参照)。

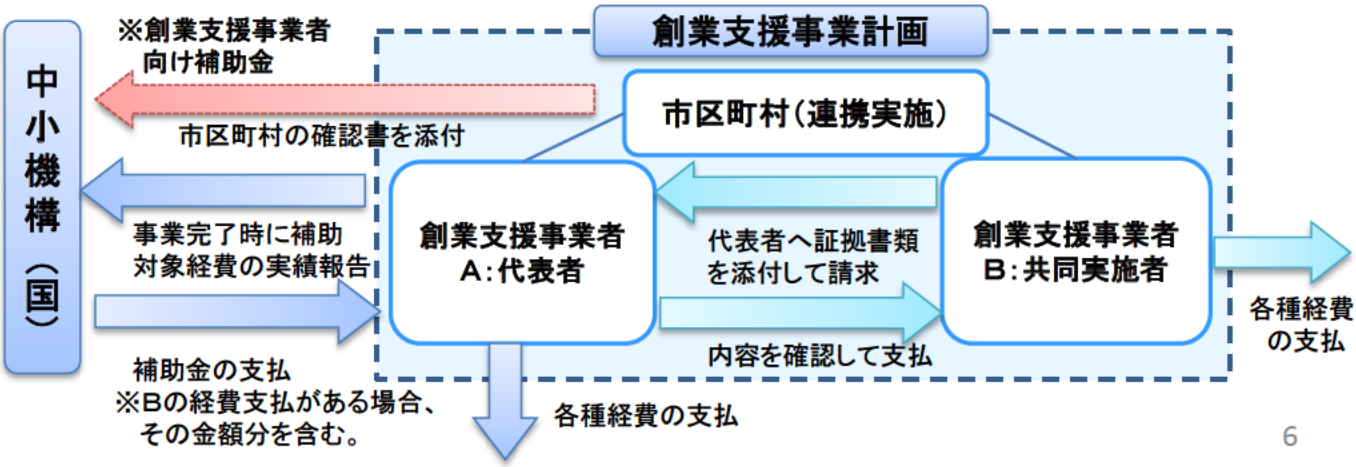

４．支援施策の概要（つづき）

Ⅰ．認定連携創業支援事業者への支援（つづき）

（２）市区町村と連携して創業支援事業を行うNPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が８，０００万円までの無担保の信用保証を実施します。

（３）認定を受けた創業支援事業者に対し、中小機構が創業支援のノウハウの提供や専門家の紹介を行います。

Ⅱ．地方公共団体への支援

（１） ローカル10,000プロジェクト

（２９年度当初予算　地域経済循環創造事業交付金１８.７億円の内数）

（※総務省の支援措置）

産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援します。

※創業支援事業計画を策定済み又は策定中であることが要件です。

なお、都道府県分の事業については、都道府県が該当事業に関係する市町村の創業支援体制構築に関する助言や周辺市町村との調整など、市町村に対する計画策定及び実施段階での支援が行われていることが要件です。

【支援の内容・要件】

○　地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に国が支援

・融資比率

公費による交付額（国費＋地方費）：地域金融機関融資＝１：１以上

・公費による交付額の上限

原則2,500万円　（融資比率が１：２以上の事業は、4,000万円）

・補助率

▸国等が開発・支援して実証段階にある新技術を活用した事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業は１０／１０

▸上記以外は、原則、公費による交付額の１／２

▸条件不利地域で財政力の弱い市町村（財政力指数0.5未満）は２／３

特に財政力の弱い市町村（財政力指数0.25未満）は３／４

○　地域金融機関からの融資は、無担保無保証を条件とし、事業キャッシュフローの継続的な把握によるコンサルティング機能が発揮されるものとすること

○　支援の対象となる事業は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果（投資効果、地元雇用創出効果、地元原材料活用効果、課税対象利益等創出効果等）を創出する事業であることに加え、以下の要件を満たすこと

・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること

・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること

４．支援施策の概要（つづき）

Ⅱ．地方公共団体への支援（つづき）

（２）次世代コラボ創業支援事業

（29年度当初予算　地域経済循環創造事業交付金18.7億円の内数）

（※総務省の支援措置）

地元高校生など地域の将来を担う若者のアイデアを活用した創業を支援し、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、地域密着型企業を立ち上げ、地域雇用を創出するとともに、次世代が地域に愛着をもち、定着することを促進します（補助率　１０／１０）。

※その他の支援の要件は、ローカル10,000プロジェクトと同じです。

（３）特別交付税措置（※総務省の支援措置）

①産学金官ラウンドテーブルの推進

産学金官ラウンドテーブルの取組をコアとして、創業支援事業計画を策定し、雇用吸収力の大きな地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル１０，０００プロジェクト」の実施に向けた以下の経費等について、特別交付税措置の対象とします。

産学金官ラウンドテーブル推進経費×０．８×α

α＝財政力指数０．５未満１．０～指数０．８以上０．５

○ 産学金官ラウンドテーブルの構築、運営

○ ローカル１０，０００プロジェクトの実施に向けた経費

・創業支援事業計画の策定に要する経費

・地域資源発掘、ビジネスモデル構築、研修

②ローカル１０，０００プロジェクトの推進

地域密着型企業の立ち上げに係る初期投資経費に対する地方公共団体の補助について、特別交付税措置の対象とします。

初期の設備投資支援

１事業上限５，０００万円×０．７×α

α＝財政力指数０．５未満１．０～指数０．８以上０．５

○ 産業競争力強化法の創業支援事業計画に基づく創業に係る初期投資に対する地方公共団体の補助

○ 地域密着型企業への支援と認定されるもの

○ 地域政策課に設ける有識者審査会による審査

③地域資源活用出資債

地方公共団体が地域金融機関と共同で、地域資源を活かした事業の立ち上げを実施する事業者等に出資する場合（又は地域経済活性化支援機構及び地域金融機関と共同で地域活性化ファンドを組成する場合）、出資に係る起債の償還金利子について特別交付税措置の対象とします。　（充当率：90%、措置率：償還金利子×０．５×α）

4．支援施策の概要（つづき）

Ⅱ．地方公共団体への支援（つづき）

地域資源を活用した創業の例（ローカル10,000プロジェクト）

○奈良県斑鳩町 （世界文化遺産「法隆寺」周辺まちあるき観光拠点によるハード・ソフト整備事業）

法隆寺門前商店街の抱える課題

○観光客の減少
→少子化による修学旅行生の減少

○高齢化、若者の流出
→後継者難による商店街の衰退

○町内の連携不足
→法隆寺のみ拝観し、周辺地区は通り過ぎるだけ
（おもてなしの発想不足）

「法隆寺」世界遺産20年の課題
一般客おもてなし探る
修学旅行頼み 観光客減少

総務省と金融庁の連携

古民家改装、屋台設置、情報ディスプレイ導入
【総務省】地域経済循環創造事業交付金　1,800万円
＋南都銀行融資　1,800万円

斑鳩町 立ち上げ支援

南都銀行 事業継続支援

雇用の創出 1,160万円/年

（斑鳩産業株式会社）

地元原材料の活用 1,750万円/年

通過型観光→滞在型観光（参拝客を街へ）

- **まちあるき観光拠点整備事業**
  築140年の古民家（井上邸）を活用して、カフェに改装し、まちあるきの拠点として観光客に開放
- **商店街活性化事業**
  空き家・空き地を活用して、屋台を設置し、人の流れと客だまりを創出
- **情報発信事業**
  町内各所にデジタル屋外型ディスプレイを設置し、休日は観光情報の発信、平日は地元住民に暮らしの情報を発信

連携

商工会・観光協会・商店街・県立大学等

人の流れを変える

フリーマーケット「常楽市」
出会いの場「寺社コン」
（共同開催）
（平成25年度～）

斑鳩町を流れる竜田川が発祥
「竜田揚げ上げ↑プロジェクト」
（商品開発、情報発信）
（平成25年度～）

モニターツアー企画
「おとなの修学旅行」
（平成24年度～）

（3）認定を受けた市区町村に対しては、中小機構が創業支援の専門家を紹介したり、他の成功事例の紹介等の情報提供を実施します。

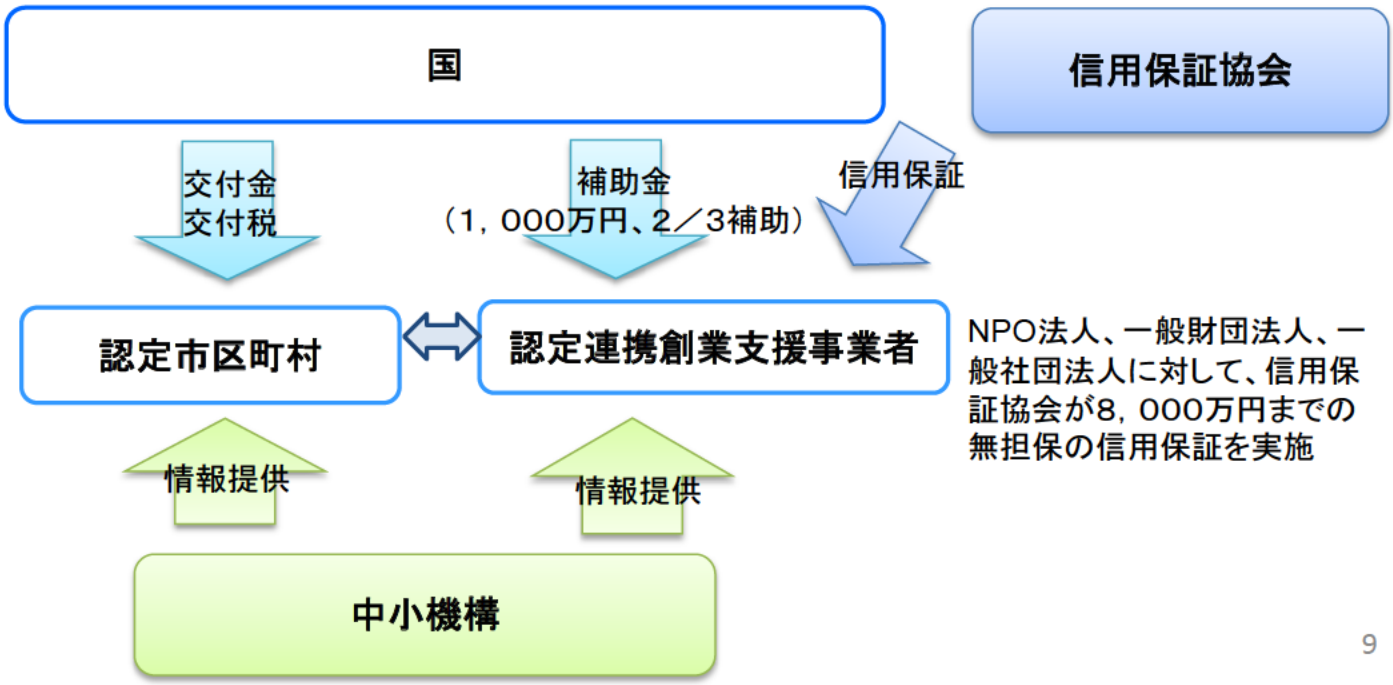

4．支援施策の概要（つづき）

Ⅲ．特定創業支援事業を受けた創業者への支援

（1）認定を受けた特定創業支援事業の支援を受けて創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（株式会社又は合同会社は、資本金の0．7%→0．35%※、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円→3万円）されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7．5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

（2）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1，000万円から1，500万円に拡充されます（既に創業している者についても特定創業支援事業による支援を受けることにより保証枠が拡充します）。

（3）創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

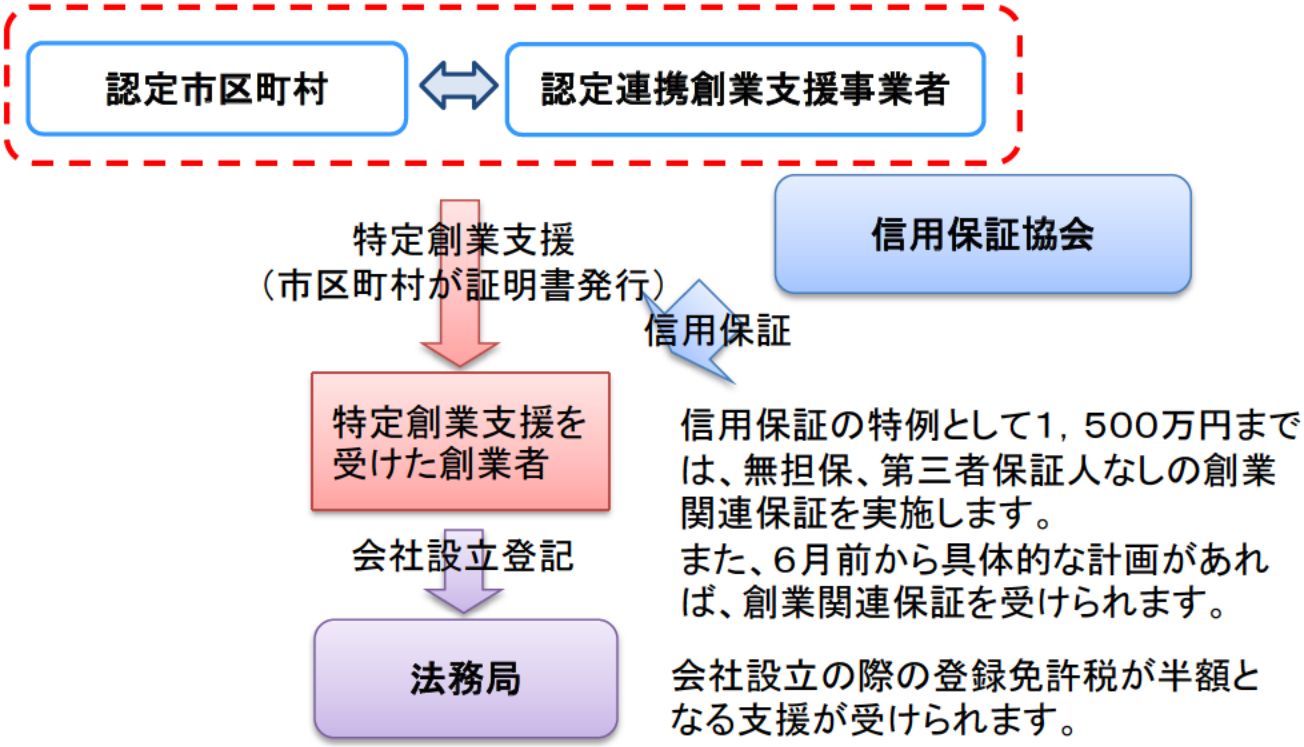

（4）創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者は、日本政策金融公庫の融資制度である新創業融資制度を、創業資金総額の1／10以上の自己資金要件を満たす方として利用できます。

（5）厚生労働省が実施する生涯現役起業支援助成金の対象者となります。

5. 創業支援の事例（松浦市）

地域資源を活かした創業支援の取り組み事例

松浦市は、豊富な地域資源と人口規模が小さいメリットを活かした創業支援を展開する計画である。第1次産業の生産者や新創業・第2創業を目指す創業希望者を対象に、地域資源に付加価値を付けた新商品、新役務、新技術を創出して6次産業化を進め、創業者の育成に努めている。創業支援事業者・協力支援事業者および協力団体が連携して、創業希望者の段階に応じたきめ細やかなサポートを提供している。

動機ステージ	学びのステージ	お試しステージ	計画ステージ	創業ステージ
・地域資源活用創業セミナー （講演会・交流会）	・地域資源活用創業支援 ・起業家セミナー （創業アカデミー） ・産業人材育成事業	・朝市モニタリング ・お試しショップ開設支援	・創業計画作成 ・認定書発行	・チャレンジショップ支援 ・事業開始後のフォロー
・松浦市(産業連携) ・松浦商工会議所 ・松浦市福鷹商工会 (松浦物産株式会社) (鷹島物産株式会社)	・松浦市(産業連携) ・松浦商工会議所 ・松浦市福鷹商工会 (県立松浦高等学校) (長崎県産業振興財団)	・松浦商工会議所 ・松浦市福鷹商工会 (松浦観光物産協会) (よかばい朝トラ市) (うるうる福島) (松浦物産株式会社) (鷹島物産株式会社)	・松浦市 ・松浦商工会議所 ・松浦市福鷹商工会 ・親和銀行 ・十八銀行 ・佐賀銀行	・松浦市 ・松浦商工会議所 ・松浦市福鷹商工会 ・親和銀行 ・十八銀行 ・佐賀銀行 (長崎県信用保証協会)

地域資源

新商品開発

知識習得

朝市モニタリング
お試しショップ

うるうる福島（協力）
松浦よかばい朝トラ市（協力）
鷹ら島朝市（協力）

創業開始

松浦商工会議所

・創業支援相談窓口
・チャレンジショップ支援
・お試しショップ開設サポート
・起業家セミナー
・ハンズオン支援

・長崎県（融資・補助・施策提供）
・長崎県産業振興財団
（専門家等派遣・起業家大学他）
・長崎県信用保証協会
（保証・創業後フォロー）

松浦市福鷹商工会

・創業支援相談窓口
・チャレンジショップ支援
・ハンズオン支援

創業支援連携会議

親和銀行・十八銀行・佐賀銀行

・創業支援相談窓口
・創業計画（金融）の支援
・創業補助金・融資制度の斡旋

松浦市

・創業支援ワンストップ相談窓口
・創業希望者の情報一元管理
・産業振興担当者連絡会
・地域資源活用創業セミナー
・証明書の発行

県立松浦高等学校（協力）
まつうら観光物産協会（協力）
道の駅運営団体（協力）

創業希望者・第1次生産者

５．創業支援の事例（松浦市）

地域資源を活かした創業支援の取り組み事例
～1次産業の高付加価値化に特化した松浦市の創業支援～

【認定を取得しようとしたきっかけ】

○松浦市は人口約24千人。産業構造は第2次、第3次産業が97％を占めており、中でも水産業を中心とした食品加工業が多くを占める。
○将来の人口減少、市の開業数の減少、廃業数の増加が課題であった。
○これまで市役所内では商工担当部署、6次産業化担当の農林水産担当部署が相互に連携されておらず、商工会議所・商工会、金融機関も単独で支援を行っていた。
○平成26年2月の商工業振興ビジョンの策定に合わせ、計画の申請に至った。
○計画策定時に、経済産業局からのアドバイスにより、ワンストップ相談窓口を市役所内に設置することを決めた。

【創業支援体制を確立して良かったこと】

○連携支援機関と「創業支援連携会議」を開催し、支援マニュアルや基準の標準化、支援経過について共有を図ることが出来ている。

【創業支援による開業事例】

○教職を退職した女性が市のセミナーへ参加したことがきっかけとなり、古民家体験工房＆カフェを創業予定（平成27年4月）

【創業支援事業メニュー】

○ワンストップ相談窓口（松浦市役所）
○経営支援（松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会）
○金融支援（佐賀銀行、十八銀行、親和銀行）
○協力（松浦高校商業科、まつうら観光物産協会、道の駅運営団体）

【創業支援事業具体例】

○「地域資源を活かした創業」講演会の開催（平成26年10月）で創業希望者の掘り起こし。
○「創業アカデミー・個別相談」（全6回、11月～）の開催。
　創業支援と6次産業化支援を組み合わせることで、地域資源を活かした創業を具体化しやすい環境を提供。
　6次産業化プランナー（農林水産省事業）を活用し、創業に係る個別相談を実施。
　最終回は、市内金融機関等との交流会として、創業希望者と直接引き合わせる場を設定。

【創業支援担当者の声】

○連携支援機関と協力して支援する場合にも、相談者に対してワンストップ窓口での最初の段階で信頼を得ることが大事と感じている。

5. 創業支援の事例（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町）

自治体間が連携し、共同で地域全体の創業支援を実施している事例

埼玉県秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町）は、過去より地理的、社会的に強い一体性を有しており、地域内の商工団体も、様々な分野で相互連携を図ってきた。

しかし、創業支援は各支援機関が個別に行っており、地域全体にサービスの均一化が図れていなかった。本計画により、1市4町と秩父商工会議所、荒川商工会、西秩父商工会、皆野町商工会、長瀞町商工会が地域一体で創業支援体制の整備を行って創業支援体制を強化することで、地域の需要・雇用の創出を伴う創業の実現を目指す計画である。

特徴は、相談者と支援者が顔の見える信頼関係を構築するため、各自治体・商工団体に創業相談窓口を設置し、創業希望者や創業者の相談はもちろん、地域住民からの創業希望者の紹介も受け付け、対応できる体制を整えている。また創業希望者や創業者に対して、窓口相談、創業塾、ハンズオン支援、セミナーの開催等による支援を実施している。

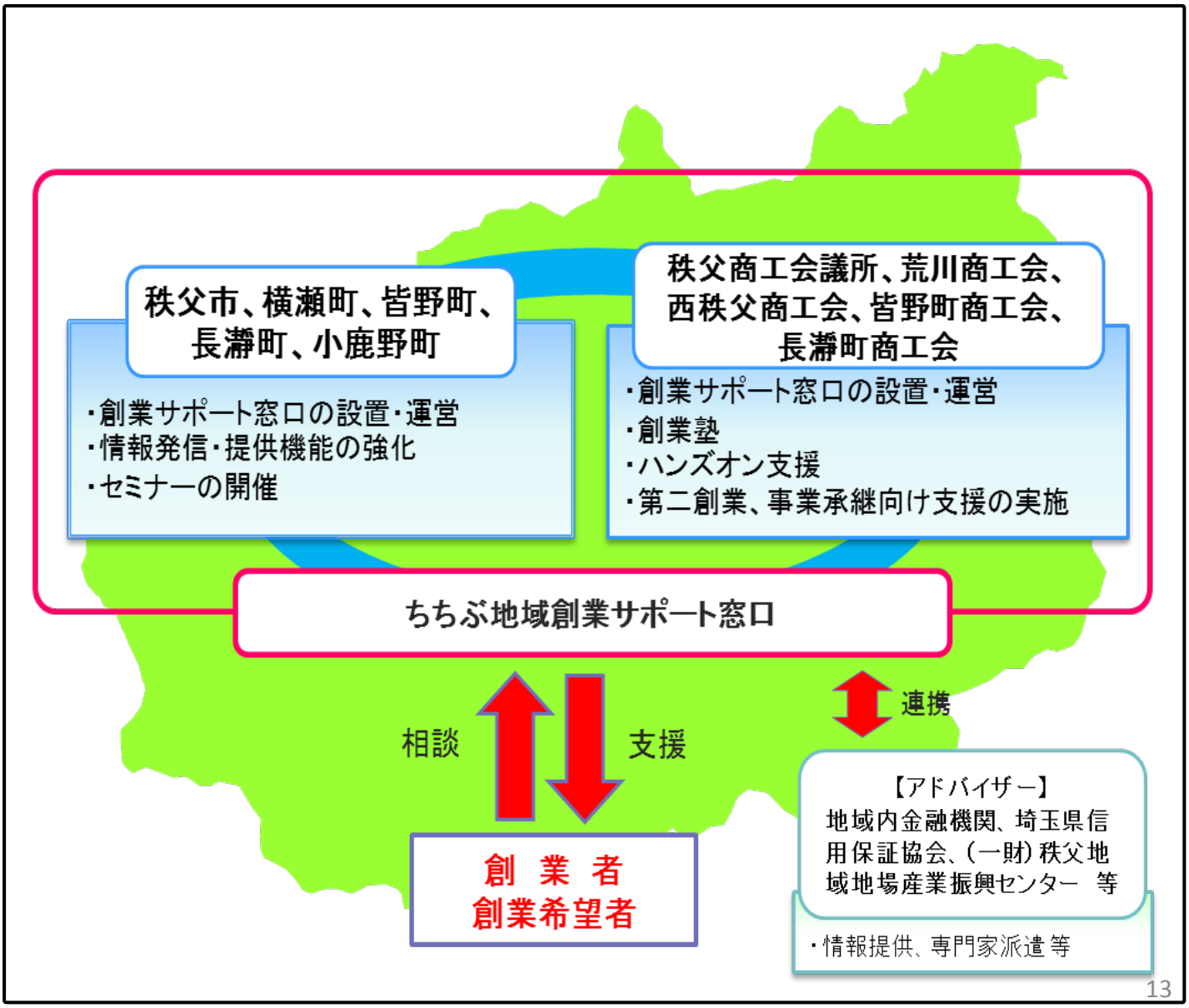

5. 創業支援の事例（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町）

複数連携都市が創業支援を行う事例
～地理的、社会的に強い一体性を持つ自治体と商工団体が連携して創業支援に取り組む～

【共同で認定を取得しようとしたきっかけ】

○国主催の説明会を機に創業支援を通して、地域経済の活性化による人口増や雇用の創出に繋げたいと考えた。
○市単独の申請では商工団体の区域が入り組み、連携による相乗効果が上がりづらいため、近隣の自治体や商工団体と一緒になって創業支援を実施することが、広域地域全体の活性化に繋がると考えた。
○創業支援に関する意見や役割等調整に苦労したが、地域の将来を議論し合うことで必要性を共有し、支援体制を構築した。

【共同で認定を取得して良かったこと】

○認定前、各市町は創業支援に積極的でなく、商工団体は各機関が個別に支援を実施していた。そのため、地域全体で創業者を応援する体制がなかった。
○認定後、創業者は地域内で様々な創業支援が受けられ、地域内の創業機運が高まった。その結果、相談件数が増加し、創業者も続々生まれている。

【創業支援による開業事例】

○Uターン起業を計画していたご夫妻が「ちちぶ創業塾」を受講。事業計画、マーケティング、SNS活用などに関する知識を習得し、「珈琲とカレーの店」を開店した。
○空き店舗の解消・中心市街地の活性化にも寄与している。

【創業支援メニュー】

○ちちぶ地域創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）
○ちちぶ創業塾
○創業セミナー　等

【具体的な創業支援について】

○中小企業診断士を含む経営相談員が常駐し、創業者にとって身近に相談できる環境を整えている。
○誰もが相談しやすい雰囲気作りを心がけている。
○行政も、各市町窓口での相談対応、商工会議所・商工会への橋渡し支援などを実施している。
○市報・町報・HPへの記事掲載など、周知広報面での支援にも努めている。

【創業サポート窓口（メイン窓口:秩父商工会議所）の様子】

6. 創業支援事業計画の認定申請手続について

Ⅰ. 創業支援事業計画の手続の流れ

認定申請を行う市区町村は、以下の「認定申請手続の流れ」に沿って、管轄する経済産業局に相談、申請を行ってください。

＜ 認定申請手続の流れ ＞

① 認定を受けようとする市区町村は、管轄する経済産業局に事前相談を行い、期日(※)までに素案を提出してください。(適宜都道府県が連携し、計画策定を支援します)

② 経済産業局(省)、総務省及び関係省庁において、事前審査を実施します。(指摘事項等について、経済産業局を通じて市区町村に連絡します。)

③ 市区町村は、事前審査の終了後、正式な認定申請書を提出してください。

④ 評価委員会における外部有識者による評価を踏まえ、経済産業局(省)、総務省(及び関係省庁)が認定審査を実施します。

⑤ 認定基準を満たす場合、経済産業局(省)・総務省より認定。

(※) 認定申請書の受付期間については、「14. 今後のスケジュール(予定)」を参照ください。

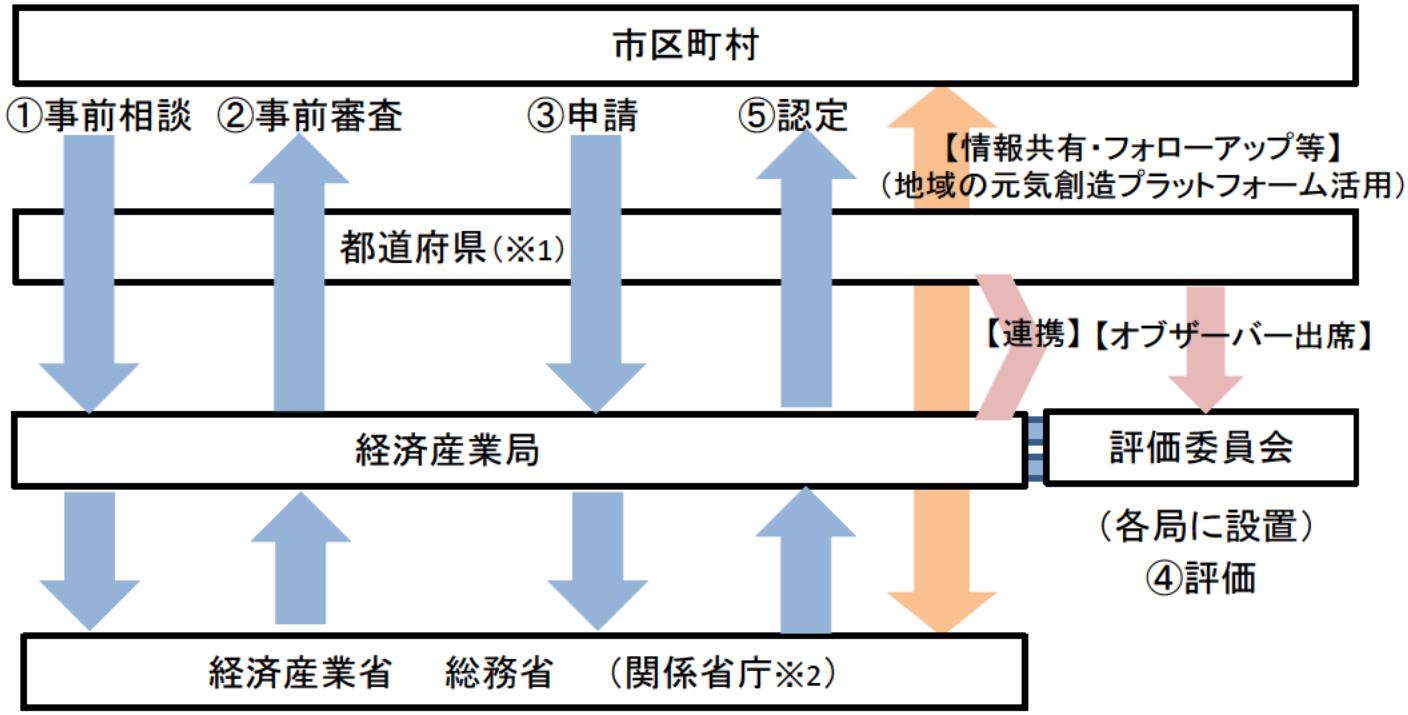

(※1)事前相談、事前審査において適宜、都道府県が連携し計画策定を支援します。
(※2)本制度は、経済産業省及び総務省の共管のため、両省で審査を行います。
また、創業支援事業の内容が厚生労働省、金融庁、農林水産省、国土交通省等の所掌に関する場合は、担当省庁が認定に参加します。

Ⅱ．認定審査の基準

創業支援事業計画が次の要件を満たすものかどうか審査を行います。

○「創業支援事業の目標」に関する事項

- ✓ 創業支援事業毎に支援対象者を設定すること。
- ✓ 創業支援事業により支援を受けて創業を行う者の数の目標を設定すること。

※ 数値目標の設定について、その合理的な算出根拠が示されていること。具体的には、これまでの実績と今般の体制強化を踏まえた数値目標の算出根拠が明示的に説明されていること。

※ 市区町村及び創業支援事業者が行う創業支援事業ごとの支援対象者を合計した数の目標設定に当たっては、概ね各市区町村の人口規模（人口の０．１％程度）に応じて設定するよう努めること。【努力目標】

○「創業支援事業の内容」に関する事項

- ✓ 創業支援事業が一貫して円滑に実施されるよう適切な措置として、必ず市区町村内に相談窓口を設置すること。
- ✓ 特定創業支援事業を実施する場合、その事業の「内容」、「期間」、「回数」が具体的に記載されており、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく事業と客観的に判断できる内容となっていること。
- ✓ 地域の資源を活用する創業、地域の雇用に結びつく創業を支援する事業内容となっていること。
- ✓ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業（創業者）を支援の対象としていないこと。

○「創業支援事業の実施方法」に関する事項

- ✓ 各事業の実施にあたり、市区町村だけで実施するのではなく、創業支援事業者と連携した取組実施が計画されていること。
- ✓ 創業支援事業者が実施する事業について、財政面の支援、場所の提供、広報活動等、市区町村が創業支援事業者を適切に支援する計画となっていること。
- ✓ 特定創業支援事業を実施する場合については、市区町村と創業支援事業者との名簿の共有方法について、運用ルールを定め、適切に証明書を発行するための体制を整えていること。
- ✓ その後の創業者の状況について管理できるよう書類の保存体制、創業者への確認を行うことが計画されていること。

○「計画期間」及び「実施する者の概要」に関する事項

- ✓ 計画期間となる年月日が、1年以上～5年以内の期間で設定されていること。
- ✓ 実施者名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先が記載されていること。

Ⅲ．申請書の提出先

認定申請書の提出先は、市区町村の所在地を管轄する経済産業局となります。（詳しくは、「22．問い合わせ先」を参照ください）

Ⅳ．認定申請時に必要となる提出資料

提出資料		必要部数（※）
・認定申請書（申請書、別表1、別表2）		正本3部 副本1部
添付資料	・表紙	正本2部 副本1部
	・参考資料「創業支援事業計画の概要」（概要図）	正本2部 副本1部
	「一般社団法人・一般財団法人」が創業支援事業者である場合 ・定款、役員名簿、社員名簿(※1) ・直近3期間(※2)の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 ・登記事項証明書 ・創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類(※3) ※1　一般財団法人は、社員名簿の提出は不要。 ※2　設立後3年を経過していない場合、成立後の各事業年度分を提出。 ※3　組織としての意思決定が確認できる書類であれば様式は問いません。	正本2部 副本1部 （コピー可）
	「特定非営利活動法人」が創業支援事業者である場合 ・定款、役員名簿、社員名簿 ・直近3期間(※1)の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 ・最終の財産目録 ・申請日を含む事業年度の事業計画書、収支予算書 ・登記事項証明書 ・創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類(※2) ※1　設立後3年を経過していない場合、成立後の各事業年度分を提出。 ※2　組織としての意思決定が確認できる書類であれば様式は問いません。	正本2部 副本1部 （コピー可）

（※）　記載の必要部数は、経済産業省・総務省のみに認定申請を行う場合のものです。
その他の関係省庁に認定申請を行う場合には、関係省庁の数に応じて、認定申請書の必要部数（正本1部、添付資料1部）の追加が必要となります。

7. 創業支援事業計画の認定申請書について（様式：表紙）

経済産業局に提出する資料一式の頭紙：特に様式はありません

創業支援事業計画の認定申請書（表紙）

□□経済産業局〇〇課

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、認定を受けたいので、添付の書類のとおり申請します。

平成 〇年 〇月 〇日
市区町村名

添付書類一覧

1. 申請書（様式第41）

2. 市区町村が実施する創業支援事業（別表1）

3. 市区町村以外の者が実施する創業支援事業（別表2）

4. 創業支援事業計画の概要図（参考）
※全体がわかる概要図（体制図等）

5. その他
※必要な書類があれば添付してください

＜担当者連絡先＞
担当部局課室名：〇〇局〇〇部〇〇課
連絡担当者：（役職）　（氏名）
※担当者が複数いる場合は全員記載下さい。
電話番号：
FAX：
E-mailアドレス：

送付先住所：（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
□□県□□市□□□□□1－2－3
※申請結果を郵送でお送りする際の連絡先を記載下さい。

7. 創業支援事業計画の認定申請書について（様式：申請書表紙）

認定申請書　（様式第41）

創業支援事業計画の認定申請書

平成〇年〇月〇日

経済産業大臣　〇〇　〇〇　殿
総務大臣　　〇〇　〇〇　殿

〇〇（市区町村）長　〇〇〇〇　　印

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

＜共同申請の場合／関係省庁が認定に参加する場合（例：〇〇省）＞

創業支援事業計画の認定申請書

平成〇年〇月〇日

経済産業大臣　〇〇　〇〇　殿
総務大臣　　〇〇　〇〇　殿
〇〇大臣　　〇〇　〇〇　殿

〇〇（市区町村）長　〇〇〇〇　　印

〇〇（市区町村）長　〇〇〇〇　　印

〇〇（市区町村）長　〇〇〇〇　　印

7. 創業支援事業計画の認定申請書について（様式：別表１）

別表1

市区町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標

※「創業支援事業の目標」には、実施しようとする創業支援事業の体制や内容に鑑み、計画期間内に何件の支援を実施し、何件の創業を実現させようとするのかを事業毎に具体的に記載してください。その際、過去の実績等を参考に目標の設定の根拠を記載してください。

創業支援事業の内容及び実施方法

（1）創業支援事業の内容

※「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容について、「新しく実施する事業」と「既存事業を拡充する事業」、「既存事業」が分かるよう記載してください。

※特定創業支援事業を実施する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を記載してください。

また、①経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につくと客観的に判断できる内容とし、原則、4回以上の指導、1カ月以上の期間をかけて指導する旨、②適切な証明書の発行のため、名簿の共有方法、個人情報保護法を遵守し、適切に管理する旨をそれぞれ記載してください。

（地域資源の活用により地域活性化が図られるものとして、市区町村が一定の事業分野に対して創業支援を行う場合のみ）

※どのような地域資源を活用し地域活性化を図るのか、また、対象となる事業分野を記載してください。特に地方公共団体が助成金等の交付や出資（又は地域活性化ファンドの組成）を行う場合については、取組内容について記載してください。

（別表１－１「相談窓口」に関する記載の場合のみ）

※各創業支援機関とどのように連携して各事業を実施していくのか、記載してください。

※各事業の共通事項として、①設定した目標に対する事業の進捗状況の確認、②特定創業支援事業を実施する場合については、支援をした創業支援対象者の状況を把握すること、③創業後についても、認定経営革新等支援機関等と連携して支援を継続すること、④公序良俗を害するおそれがある創業支援対象者は支援しない旨について、記載してください。

※創業に求められる要素毎に、どの機関がどのような役割を担うかを記載してください。

（2）創業支援事業の実施方法

※「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施にあたって用いる民間事業者等の知識・手法又は連携する民間事業者等の創業支援事業、民間事業者等との連携体制（協議会の構築、産・学・金・官地域ラウンドテーブルの活用等）について記載してください。

※特定創業支援事業を実施する場合については、市区町村の証明書発行のために、名簿の管理等をどのように実施するか記載してください。

計画期間

※「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載してください。計画期間は原則1年以上とし、5年以内を設定してください。

7. 創業支援事業計画の認定申請について（様式：別表2）

別表2

市区町村以外の者が実施する創業支援事業

※複数の創業支援事業を実施する場合は、事業毎に別表を設けてください。

実施する者の概要
（1）氏名又は名称 （2）住所 （3）代表者の氏名 （4）連絡先 *※実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載してください。* *※実施する者が法人である場合は、本所・法人代表者の情報を記載してください。* *※「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載してください。* *※2者以上で同一事業を行う場合は、2者を記載してください。* *※支援者は都道府県、他の市区町村でも構いません。*
創業支援事業の目標
※「創業支援事業の目標」には、実施しようとする創業支援事業の体制や内容に鑑み、計画期間内に何件の支援を実施し、何件の創業を実現させようとするのかを事業毎に具体的に記載してください。その際、過去の実績等を参考に目標の設定の根拠を記載してください。
創業支援事業の内容及び実施方法
（1）創業支援事業の内容 *※「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を記載してください。* *※特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を記載してください。* （2）創業支援事業の実施方法 *※「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる手法及び市区町村がその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載してください。* *※特定創業支援事業を実施する場合については、市区町村の証明書発行のために、名簿の管理・情報共有等をどのように実施するか記載してください。*
計画期間
※計画の実施の始期及び終期を記載してください。計画期間は原則1年以上とし、5年以内を設定してください。

7. 創業支援事業計画の認定申請書について（様式：概要図）

※認定後、ホームページ等で公表を行いますので、公表を前提にして作成してください。

市区町村	○○市
認定連携創業支援事業者	○○商工会議所、△△信用金庫、○○市産業支援センター

※別表2に実施する者として位置づけられている事業者を御記載下さい。

概　要	○○市においては、○○といった取組をしてきたが、本計画により、この取組を強化、体制整備、・・・することで、年間○件の創業の実現を目指します。 平成○年～○年にかけて、創業支援対象者に対して、窓口相談、起業実践塾、インキュベーション事業等による支援を実施します。
年間目標数	創業支援対象者数：○○件　　創業者数：△△件
特徴	○○市では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行います。

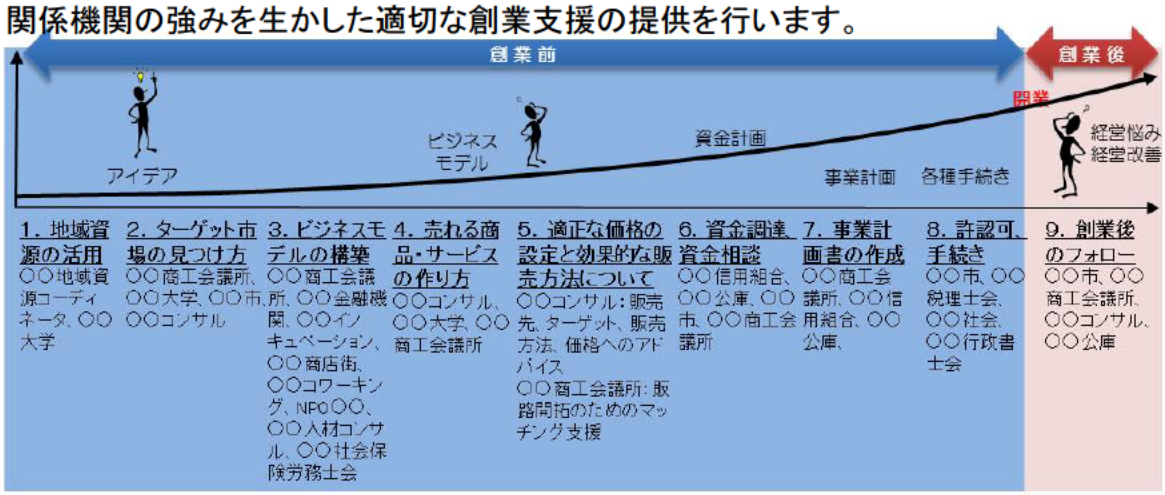

＜全体像＞

※下線は特定創業支援事業

○○市産業支援センター
- インキュベーション事業
- 創業相談

△△信用金庫
- セミナーを実施
- 土日創業相談窓口開設

○○商工会議所
- 起業実践塾を実施
- 創業啓発講演会
- 創業相談会

○○市
- 相談窓口の設置
- 商工会議所への創業支援事業補助
- 市創業者融資制度

委　託

NPO法人◇◇
- 相談窓口の運営

連　携

（独）中小機構□□本部
- 情報提供、専門家派遣

創業希望者、創業者

８．計画作成にあたっての注意点

１．「別表１」は、市区町村が実施する創業支援事業、「別表２」は、創業支援事業者が実施する創業支援事業について、いずれも支援事業ごとにそれぞれ申請書を記載してください。例えば、市区町村が相談窓口、セミナーを実施する場合は、相談窓口については「別表１－１」、セミナーについては「別表１－２」と作成してください。

２．次ページに記載してある「９．創業に必要な要素」を理解し、幅広いネットワークにより、支援体制を組んでください。

３．目標は事業毎に創業支援対象者数、創業者数を必ず記載することとし、目標設定の根拠も明らかにしてください。

４．ワンストップ相談窓口は必ず設定してください。また、市区町村以外にワンストップ相談窓口を設置する場合においても、市区町村には相談窓口を設置し、当該事業計画、支援内容を十分理解し、創業希望者に適切に対応できる担当者を配置の上、ワンストップ相談窓口と十分連携を図れる体制とし、その旨記載してください。（窓口の記載は、必ず別表１の一枚目（別表１－１）に記載してください。）

５．創業に求められる要素毎に、どの機関がどのような役割を担うかを記載してください。（原則、別表１の一枚目（別表１－１）に記載してください。）なお、記載方法については、「９．創業に必要な要素」に沿って記載いただくか、もしくは「創業支援事業計画のイメージ」（URL:http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2015/0528image.pdf）を記載してください。

６．各事業の共通事項として、①設定した目標に対する事業の進捗状況の確認、②特定創業支援事業を実施する場合については、支援をした創業者の状況を把握すること、③創業後についても、認定経営革新等支援機関等と連携して支援を継続すること、④公序良俗を害するおそれがある創業者は支援しない旨について、記載してください。（原則、別表１の一枚目（別表１－１）に全体に関係する内容として記載してください。）

７．特定創業支援事業に該当させる事業は、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につくと客観的に判断できる内容とし、原則、４回以上の指導、１ヶ月以上の期間をかけて指導する内容とし、その旨を明記してください。
また、適切な証明書の発行のため、名簿の共有方法と個人情報保護法を遵守し、適切に管理する旨について記載してください。

８．別表２に記載する、事業の市区町村との連携については、「連携する」といった記載だけではなく、予算面、財政面、広報面等、どのような連携をするか記載してください。

９．国の創業支援事業者補助金を受けたい創業支援事業者の事業については、必ず「別表２」に位置づけてください。

１０．地域の資源を活用する事業を実施する創業者の支援について記載する場合は、当該地域資源の内容を明記してください。

１１．計画期間は原則１年以上５年以内としてください。なお、別表１、別表２の各事業に記載する計画期間は、原則、統一して記載してください。

9. 創業に必要な要素

創業支援で重要となるのは、ワンストップ相談窓口の設置をはじめ、様々な専門知識を有する創業支援機関と効果的なネットワークを構築し、様々な相談や要望に対し、効果的に対応していくことです。

このため、市区町村が今般の創業支援事業計画の認定申請を行うにあたっては、創業に必要な要素について理解の上、創業支援機関（産学金官）との幅広い連携体制を構築していくことが重要となります。また、この創業に必要な要素を理解した上で、必要な知識・サービスを提供できる関係機関と連携し、相談や要望に対して、適切な対応、関係者の紹介を行うことが求められます。

認定申請にあたっては、こうした体制を構築してもらうため、別表1において、市区町村が構築するワンストップ相談窓口、創業支援機関との連携体制について記載してください。

1. 地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

・地域の資源には、どのようなものがあるか
・地域の資源をどのように活用するのか

2. ターゲット市場の見つけ方

・顧客ニーズ、市場規模の分析
・法制度の動向、経済的・社会的環境の変化、技術革新の影響、今後のリスクの分析

3. ビジネスモデルの構築の仕方

・顧客はだれか
・どういったニーズに対応するものであるか
・どういった原材料を使い、効率的に生産、サービスを提供できるか
・事業用地、人員は計画どおり確保できるのか、人材育成ができるか
・採算性はとれるか

4. 売れる商品・サービスの作り方

・ニーズを的確にとらえているか
・競合他社と比較して優位性があるか
・新規参入者の脅威へ対応できるか
・代替商品・サービスの可能性があるか
・原材料を安定的に入手できるか

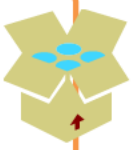

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

・4P戦略（プロダクト（製品、サービス）、プライス（価格）、プレイス（販路）、プロモーション（宣伝））をどのように考えるか

6. 資金調達の方法

・どれだけの費用が必要か、自己資金はいくらあるか、金融機関からいくらの借り入れが必要か、借り入れは可能か、無理のない返済が可能か
・補助金や制度融資は活用できないか

7. 事業計画書の作り方

・創業の動機、目的、ビジョン、商品・サービスの強み、資金計画、収支計画を整理して、事業計画書（紙）にうまくまとめられるか

8. 起業手続きの円滑な進め方

・創業に伴う手続きにはどのようなものが必要か、必要な許認可はあるのか
・どのような組織形態を取るのがよいか
・どのような書類を記載すれば良いのか

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

・コア事業を核として幅広い事業展開を推進するため、どのような取組が必要か
・地域への波及効果を拡大するため、将来的にどのような事業への拡大が見込まれるか

10. 支援事業の具体的記載例

市区町村がワンストップ相談窓口を設置する場合の記載例

＜別表番号とタイトルの記載について＞
・創業支援事業ごとに枝番号（例：2－1、2－2）を付した上でタイトル（例：ワンストップ相談窓口）を記載してください。
・【新規】【拡充】【既存】の別を記載するとともに、特定創業支援事業に該当する場合は【特定創業支援事業】と標記ください。

別表1－1（ワンストップ相談窓口）【拡充】
市区町村が実施する創業支援事業（〇〇市）

創業支援事業の目標

（目標の根拠）
・昨年度、相談窓口には年間延べ120件程度の相談件数があるが、人員を1名から2名体制に強化し、月2回の週末相談会を開催することにより、月5件、年間60件の相談増加を図り、年間180件の相談件数を目標とする。
・個別相談の支援を受けて創業を行う者は、昨年度が年間相談件数の約1割であったため、人員を1名から2名体制に倍増させ、本計画に基づき、市が中心となり商工会議所、地域金融機関等の創業支援事業者との連携を図ることにより、年間相談件数の2割の36件の創業者創出を目標とする。

（目標数）
・創業支援対象者数：〇〇件　創業者数：〇〇件

※創業支援対象者数と創業者数の目標数を必ず記載してください。また、その数値を設定した根拠を記載してください。

創業支援事業の内容及び実施方法

（1）創業支援事業の内容
＜ワンストップ相談窓口＞【拡充】
・市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会議所、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、〇〇市〇〇課の職員2名を市の窓口に配置し、相談対応を行う。
・〇〇市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする（情報についてはHPでも公開）。
・また、〇〇市は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、〇〇商工会議所が実施する創業支援事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。
・創業支援のサイトを市HPに立ち上げ、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載するとともに、お助けコーナーを設け、メールでの相談も受け付け、適宜専門家から回答することとする。
・創業に必要となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。
※ワンストップ相談窓口を必ず設置してください。また、ワンストップ相談窓口を市区町村以外の機関に設置する場合も、必ず市区町村にも相談窓口を設置してください。
※「新規」施策なのか、既存施策の「拡充」なのか、「既存」施策なのか記載してください。

市区町村がワンストップ相談窓口を設置する場合の記載例（つづき）

＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞

1．地域資源の活用の仕方（地域に眠る宝への気づき）

【地域の資源を活用する事業を実施する創業者の支援を行う場合は記載】

〇〇地域資源コーディネーターが、〇〇市の地域資源である「〇〇なまこ」、「〇〇昆布」を始めとした海産物の有効活用を支援するための資源提供者、研究機関、販路開拓のネットワークを有する者の紹介を行う。
〇〇大学は、地域の資源の分析等により、強みの発見、製品化についてのアドバイスを実施する。

2．ターゲット市場の見つけ方

〇〇商工会議所や〇〇大学が市場ニーズを把握し、情報提供する。また〇〇市は力を入れて伸ばして行きたい市場について、ニーズ調査や事業者が行う調査への補助を実施する。NPO法人〇〇が、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。

3．ビジネスモデルの構築の仕方

〇〇商工会議所、〇〇金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、〇〇商工会議所とNPO法人〇〇と連携し、実践創業塾を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。
〇〇インキュベーションや県支援センターが、オフィスの提供を行いつつ、インキュベーションマネージャーが、ビジネスモデルについて財務、税務等のアドバイスを行いブラッシュアップする。
また、〇〇商店街が、中心市街地の〇〇商店街の空き店舗での開業を斡旋し、市も賃料の一部を補助し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。
加えて、〇〇コワーキングが、オフィスの提供を行い、コミュニティの形成を促すとともに、女性の起業家を支援するため、NPO法人〇〇女性団体が、女性起業家に対する子育て支援、子供の一時預かり、介護支援を実施し、創業希望者のビジネス環境を整える。
〇〇人材コンサル、〇〇社会保険労務士会が、採用時の注意点、雇用のルールや社員教育についてのアドバイスを行う。

4．売れる商品・サービスの作り方

NPO法人〇〇が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。
〇〇大学が、商品の性能テスト・サービスに対するアドバイスを行う。
〇〇商工会議所が、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

5．適正な価格の設定と効果的な販売方法について

NPO法人〇〇が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。
〇〇商工会議所が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6．資金調達

〇〇信用組合、〇〇公庫が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、〇〇市が、制度融資や利子補給を行う。また〇〇商工会議所が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

7．事業計画書の作成

〇〇商工会議所が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。
さらに、〇〇信用組合、〇〇公庫が、事業計画書のブラッシュアップを行う。
また、補助金等の申請については、〇〇商工会議所、〇〇公庫等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

8．許認可、手続き

〇〇市が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。
また、より詳細な知識を必要とする場合には、〇〇税理士会、〇〇社会保険労務士会、〇〇行政書士会を紹介し、税務、労務管理、企業手続きアドバイスを行ってもらう。

9．コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

〇〇商工会議所とNPO法人〇〇が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

※創業に求められる要素毎に、各機関の役割について、整理して記載してください。
※極力幅広ネットワークを構築することとし、特に地域の金融機関とは連携するようにしてください。
※地域の資源を活用する事業を実施する創業者の支援について記載する場合は、当該地域資源の内容を明記してください。

市区町村がワンストップ相談窓口を設置する場合の記載例（つづき）

＜創業支援機関との連携＞
・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、〇〇市が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

＜特定創業支援事業について＞
・実践創業塾（別表２－１）において、1ヶ月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の7割以上の出席したことが『創業支援カルテ』で確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、〇〇市が証明書を発行する。
※特定創業支援事業がある場合については、その旨を明記し要件を設定してください。また、証明書の発行方法について記載してください。

＜各事業の共通事項について＞
・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を〇〇市が把握することとし、創業支援対象者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
・特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
・創業後についても、〇〇信用組合や〇〇商工会議所等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、〇〇市の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。
※事業の進捗状況の確認、創業後の支援、公序良俗を害する恐れがある事業は支援しない旨について、事業計画全体にかかる事項として必ず記載してください。

（2）創業支援事業の実施方法
・〇〇市〇〇課に、担当者2名を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、創業支援機関と連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、各機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く、創業支援対象者の目に届くようにする。加えて、〇〇市の広報便りにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
・また、〇〇市のHPにおいてPRページを開設し、ネット上でも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。
・必要な予算については、市が手当てすることとする。
・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、〇〇市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、『創業支援カルテ』を作成し、創業支援機関と共有を図る。
・創業支援機関との連携を密にするため、月に1度程度、各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。
※市の体制、市の役割について記載してください。
※情報共有、支援施策の改善の観点から、創業支援機関の連絡会議等を行うことが望ましいと考えていますので、連絡会議等を実施する場合は記載してください。

計画期間
平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇〇日

10. 支援事業の具体的記載例（創業支援事業者実施事業）

創業支援事業者が市区町村と連携し、創業塾を実施する場合の記載例

別表２－１（実践創業塾）【拡充・特定創業支援事業】
市区町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要

（1）氏名又は名称
①○○商工会議所、②NPO法人○○
（2）住所
①☆☆県○○市1－1－1、②☆☆県◇◇市2－2－2
（3）代表者の氏名
①○○－－、②◇◇－－
（4）連絡先
①TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者○○
②TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者◇◇

創業支援事業の目標

（目標の根拠）
・昨年度実施した「スタンダード創業塾」は30人の参加であったが、今回は2回実施することにより、年間60人（30人×2回）を対象とし、支援者数は倍増を目指す。
・昨年度の実績は、創業者は3割程度であったが、今回、さらに実践編として、金融機関の直接的な指導やマーケティング戦略の授業を充実させるとともに、卒業後もハンズオンで支援を実施することにより、昨年度のアンケートで最終的に事業計画の構築がうまくできなかったとしていた2割の者については、卒業後もフォローすることにより創業の実現まで結びつけることを目指し、受講者の5割（30人）の者の創業を目指す。

（目標数）
・創業支援対象者数：60件　・創業者数：30件

創業支援事業の内容及び実施方法

（1）創業支援事業の内容＜実践創業塾＞【拡充・特定創業支援事業】
現在、創業希望者を対象とする講座「スタンダード創業塾」を年1回（全5コマ、1コマ2時間）開催しているが、これを年2回（各回8コマ程度、1コマ2時間程度）に回数・内容とも拡充し、受講終了後も、商工会議所の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、創業、創業後も含めて支援を行う「実践創業塾」として拡充して実施する。開催期間は、6～7月、2～3月の年2回、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。
＜特定創業支援事業について＞
講義のうち、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく☆のついている講義を受講し、全体の7割以上出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。
「実践創業塾」（案）
・地域資源の活用法【地域資源コーディネーター】
・創業に必要な手続きについて【○○市、○○行政書士等】
・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【○○金融機関】＜財務＞（☆）
・企業運営に必要な税務・経理知識について【○○税理士会】＜経営＞（☆）
・人を雇用する時のルールについて【○○社会保険労務士会】＜人材育成＞（☆）
・マーケティング戦略について【NPO法人○○、○○大学教授等】＜販路開拓＞（☆）
・販売におけるITの活用手法について【NPO法人○○】
・事業計画書の策定・助言【○○商工会議所、○○金融機関】
※【　】は予定される講師の所属等

（2）創業支援事業の実施方法
・○○市の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きを○○市及び○○商工会議所が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保はNPO法人○○と商工会議所が連携して行う。加えて、○○市役所、図書館、○○市のHP等で施策のPRを行う。卒業生については、○○市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。
・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに○○市に提出する。
・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成○○年○月○日～平成○○年○月○○日

10. 支援事業の具体的記載例（創業支援事業者実施事業）

民間事業者が市区町村と連携し、インキュベーション事業を実施する場合の記載例

別表２－２（インキュベーション事業）【拡充・特定創業支援事業】
市区町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
（1）氏名又は名称 *○○インキュベーション、○○県支援センター* （2）住所 *▲▲県△△町3－3－3、▲▲県△△市1－1－1* （3）代表者の氏名 *○○－－、○○－－* （4）連絡先 *×××－×××－×××、×××－×××－×××*
創業支援事業の目標
（目標の根拠） ・○○インキュベーションでは、昨年度、インキュベーション施設の運営を通じて、15名の支援実績がある。 ・今般県の支援センターとも連携し、5人については、優先的に○○市で創業を目指す者に割り当ててもらうこととすることから、年間20人の創業者を支援することとする。このうち、4人については創業希望者の枠とし、入居者全員の創業の実現を目指す。 （目標数） ・創業支援対象者数：20件　創業者数：4件
創業支援事業の内容及び実施方法
（1）創業支援事業の内容＜インキュベーション支援＞【拡充・特定創業支援事業】 ・○○インキュベーションが所有する15区画と県の支援センターから優先的に割り当てられている5区画のインキュベーション施設において、原則入居から3年間において、次の段階の支援施設への入居、民間コンサル、金融機関、大企業OBの専門家3人によるインキュベーションマネージャーによるハンズオン支援を実施する。 ・インキュベーション施設はデスク、電話、ネット環境を用意し、創業しやすい環境を提供する。 ・創業者同士のコミュニティも図ることとし、月に一回、入居者が行っている事業の説明、課題、目標をプレゼンし、他の入居者との意見交換会やビジネスマッチング会を行う。 ・月1回の意見交換会、ビジネスマッチングのため、販路開拓の専門家を1人非常勤雇用（週2日程度勤務）し、プレゼンの進め方等の指導や、関係企業の選定等、効果的な開催の調整を行う。 ・卒業後についても、○○市の窓口と名簿を共有し、事業の進捗状況をフォローできるようにしておき、課題が発生した際には、連携している各機関から必要なサポートが受けられるようにする。 ＜特定創業支援事業について＞ ・1ヶ月以上にわたり、週一回程度インキュベーションマネージャーと経営相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを全て習得させる事業を「特定創業支援事業」とする。 （2）創業支援事業の実施方法 ・施設は、○○インキュベーション及び県支援センターの施設を活用する。 ・インキュベーションマネージャーは、入居者に対し、週一回の経営相談を行う。 ・○○インキュベーションは、○○市と連携し、○○市役所、図書館、○○市のHP等で施策のPRを行ってもらうとともに、卒業生が○○市で創業する場合について、○○市の制度融資、利子補給制度等を積極的に紹介する。また連絡会議においても、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 ・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、入居期間等を記載した名簿を作成し、直ちに○○市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成○○年○月○日～平成○○年○月○○日

11. 創業支援事業計画の変更認定申請手続について

〈変更認定申請の手続〉

認定を受けた創業支援事業計画の変更を行おうとする場合は、変更認定申請書を経済産業局に提出する必要があります。

変更認定申請の受付スケジュールは認定申請と同様になりますので、提出先となる経済産業局へお早めに事前相談を行ってください。

〈変更認定申請資料の様式〉

変更認定申請の提出資料	必要部数（※）
・ 表紙	正本2部 副本1部
・ 変更認定申請書	正本3部 副本1部
・ 変更後の創業支援事業計画 ◇変更修正を反映させた創業支援事業計画を提出してください。 なお、変更箇所のみではなく、すべての別表1，2を提出してください。	正本3部 副本1部
・ 変更前と変更後を対比して記載した創業支援事業計画 ◇追加・削除した箇所の見え消しを行った創業支援事業計画を提出してください。 追加箇所：下線を付してください。（例：<u>創業支援</u>） 削除箇所：取り消し線を付してください。（例：~~創業支援~~） ◇変更が生じる別表のみ提出してください。	正本3部 副本1部
・ 参考資料「創業支援事業計画の概要」 ◇認定申請時に、提出した計画概要の内容に変更のある場合のみ、提出してください。	正本2部 副本1部

(※1)記載の必要部数は、経済産業省・総務省のみに認定申請を行う場合のものです。その他の関係省庁に認定申請を行う場合には、関係省庁の数に応じて、認定申請書の必要部数(正本1部、添付資料1部)の追加が必要となります。

（※2）一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を創業支援事業者として追加する場合は、定款ほか添付資料が必要となります（正本2部・副本1部、コピー可）。詳しくは「認定申請の提出資料」をご参照ください。

11. 創業支援事業計画の変更認定申請書について（つづき）

（様式第43）

認定創業支援事業計画の変更認定申請書

平成〇年〇月〇日

経済産業大臣　〇〇　〇〇　殿
総務大臣　　〇〇　〇〇　殿

〇〇(市区町村)長　〇〇〇〇印

平成〇年〇月〇日で認定を受けた創業支援事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容
別紙のとおり。

＊1　申請時には、本記載を削除してください。
（記載上の注意）
1．変更事項について
変更を行う別表番号、変更箇所及び変更の理由について記載してください。

2．変更事項の内容について
別紙として、変更前と変更後を対比して記載した創業支援事業計画（※）を添付してください。
（※）追加・削除した箇所の見え消しを行った創業支援事業計画を提出してください
なお、変更が生じる別表のみの提出で問題ありません。
追加箇所　：　下線を付してください。（例：創業支援）
削除箇所　：　取消線を付してください。（例：~~創業支援~~）
＊2　特定創業支援事業としている別表を計画変更する場合のみ、該当別表の計画期間内に下記の旨記載してください。
「*本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第１１回認定日以降の申請が対象となる。*」

11. 創業支援事業計画変更の変更認定申請書について ※具体的記載例（創業支援事業者実施事業）見え消し

別表２－１（実践創業塾）【拡充・特定創業支援事業】 ※市以外の者が実施する創業支援事業

創業支援事業者を新たに追加され、事業内容、目標に変更がある場合の記載例

実施する者の概要

（1）氏名又は名称
①〇〇商工会議所、②NPO法人◇◇、③〇〇商工会
（2）住所
①☆☆県〇〇市1－1－1、②☆☆県◇◇市2－2－2、③☆☆県△△市3－3－3
（3）代表者の氏名
①〇〇－－、②◇◇－－、③△△－－
（4）連絡先
①TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者〇〇
②TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者◇◇
③TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者△△

創業支援事業の目標

・実践創業塾　年間~~60人~~120人（定員30人×2回×2箇所）を対象とし、うち5割（~~30人~~60人）について1年以内の創業実現を目指す。
・昨年度開催したスタートアップ創業塾は30人の参加であったが、実施場所を2箇所(〇〇商工会議所・〇〇商工会)に増やし、さらに今回は2回実施することにより、支援者数は~~の~~倍増を目指す。また、昨年度の実績は創業者は3割程度であったが、今回、さらに実践編として、金融機関の直接的な指導やマーケティング戦略の授業を充実させるとともに、卒業後もハンズオンで支援を実施することにより、昨年度のアンケートで最終的に事業計画の構築がうまくできなかった2割の者については、卒業後も〇〇商工会議所、〇〇商工会の経営指導員や専門家による個別相談の実施等でフォローすることにより創業の実現まで結びつけることを目指し、受講者の5割（~~30人~~60人）の者の創業を目指す。
（目標数）
・創業支援対象者数：~~60件~~120件　創業者数：~~30件~~60件

創業支援事業の内容及び実施方法

（1）創業支援事業の内容＜実践創業塾＞【拡充・特定創業支援事業】
現在、創業希望者を対象とする講座「スタンダード創業塾」を年1回（全5コマ、1コマ2時間程度）開催しているが、これを年2回（各回~~8~~9コマ程度、1コマ2時間程度）に回数・内容とも拡充し、受講終了後も、商工会議所の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、創業、創業後も含めて支援を行う「実践創業塾」として拡充して実施する。開催期間は、6～7月、2～3月の年2回、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。講義のうち、4つの知識(経営・財務・人材育成・販路開拓)が身につく☆のついている講義を受講し、かつ全体の~~7~~8割以上の出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。

(ア)〇〇商工会議所
「実践創業塾」(案)
・地域資源の活用法【地域資源コーディネーター】
・先輩起業家の体験談【地元の起業家等】
・創業に必要な手続きについて【〇〇市、〇〇行政書士等】
・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【〇〇信用金庫】＜財務＞（☆）
・企業運営に必要な税務・経理知識について【〇〇税理士会】＜経営＞（☆）
・人を雇用する時のルールについて【〇〇社会保険労務士会】＜人材育成＞（☆）
・マーケティング戦略について【NPO法人〇〇、〇〇大学教授等】＜販路開拓＞（☆）
・販売におけるITの活用手法について【NPO法人〇〇】
・事業計画書の策定・助言【〇〇商工会議所、〇〇金融機関】　※【　】は予定される講師の所属等

(イ)〇〇商工会
「実践創業塾」(案)
・地域資源の活用法【地域資源コーディネーター】
・先輩起業家の体験談【地元の起業家等】
・創業に必要な手続きについて【〇〇市、〇〇行政書士等】
・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【〇〇信用金庫】＜財務＞（☆）
・企業運営に必要な税務・経理知識について【〇〇税理士会】＜経営＞（☆）
・人を雇用する時のルールについて【〇〇社会保険労務士会】＜人材育成＞（☆）
・マーケティング戦略について【NPO法人〇〇、〇〇大学教授等】＜販路開拓＞（☆）
・販売におけるITの活用手法について【NPO法人】
・事業計画書の策定・助言【〇〇商工会議所、〇〇金融機関】　※【　】は予定される講師の所属等

（2）創業支援事業の実施方法
・〇〇市の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きを〇〇市及び〇〇商工会議所が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保はNPO法人と商工会議所が連携して行う。加えて、〇〇市役所、図書館、〇〇市のHP等で施策のPRを行う。卒業生については、〇〇市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、月に1度開催される〇〇市、〇〇商工会議所、NPO法人〇〇、〇〇商工会間の連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。連絡会議の中で、より具体的な支援が必要な創業支援者には、経営指導員や専門家の個別相談の実施によるハンズオン支援を行う。
・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに〇〇市に提出する。
・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇〇日
変更箇所については平成◇年◇月◇日～平成◇年◇月◇日　※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。

11. 創業支援事業計画変更の変更認定申請書について ※具体的記載例(創業支援事業者実施事業)溶け込み

別表2－1(実践創業塾)【拡充・特定創業支援事業】 ※市以外の者が実施する創業支援事業

創業支援事業者を新たに追加され、事業内容、目標に変更がある場合の記載例

実施する者の概要

(1)氏名又は名称
①○○商工会議所、②NPO法人○○、③○○商工会
(2)住所
①☆☆県○○市1－1－1、②☆☆県◇◇市2－2－2、③☆☆県△△市3－3－3
(3)代表者の氏名
①○○－－、②◇◇－－、③△△－－
(4)連絡先
①TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者○○
②TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者◇◇
③TEL：×××－×××－×××、FAX×××－×××－×××、担当者△△

創業支援事業の目標

・実践創業塾　年間120人(定員30人×2回×2箇所)を対象とし、うち5割(60人)について1年以内の創業実現を目指す。
・昨年度開催したスタートアップ創業塾は30人の参加であったが、実施場所を2箇所(○○商工会議所・○○商工会)に増やし、さらに今回は2回実施することにより、支援者数の倍増を目指す。また、昨年度の実績は創業者は3割程度であったが、今回、さらに実践編として、金融機関の直接的な指導やマーケティング戦略の授業を充実させるとともに、卒業後もハンズオンで支援を実施することにより、昨年度のアンケートで最終的に事業計画の構築がうまくできなかった2割の者については、卒業後も○○商工会議所、○○商工会の経営指導員や専門家による個別相談の実施等でフォローすることにより創業の実現まで結びつけることを目指し、受講者の5割(60人)の者の創業を目指す。
(目標数)
・創業支援対象者数：120件　創業者数：60件

創業支援事業の内容及び実施方法

(1)創業支援事業の内容＜実践創業塾＞【拡充・特定創業支援事業】
現在、創業希望者を対象とする講座「スタンダード創業塾」を年1回(全5コマ、1コマ2時間程度)開催しているが、これを年2回(各回9コマ程度、1コマ2時間程度)に回数・内容とも拡充し、受講終了後も、商工会議所の経営指導員や専門家がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、創業、創業後も含めて支援を行う「実践創業塾」として拡充して実施する。開催期間は、6～7月、2～3月の年2回、以下のテーマについて専門家の講義を実施する。講義のうち、4つの知識(経営・財務・人材育成・販路開拓)が身につく☆のついている講義を受講し、かつ全体の8割以上の出席した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。

(ア)○○商工会議所
「実践創業塾」(案)
・地域資源の活用法【地域資源コーディネーター】
・先輩起業家の体験談【地元の起業家等】
・創業に必要な手続きについて【○○市、○○行政書士等】
・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【○○信用金庫】＜財務＞(☆)
・企業運営に必要な税務・経理知識について【○○税理士会】＜経営＞(☆)
・人を雇用する時のルールについて【○○社会保険労務士会】＜人材育成＞(☆)
・マーケティング戦略について【NPO法人○○、○○大学教授等】＜販路開拓＞(☆)
・販売におけるITの活用手法について【NPO法人○○】
・事業計画書の策定・助言【○○商工会議所、○○金融機関】　※【　】は予定される講師の所属等

(イ)○○商工会
「実践創業塾」(案)
・地域資源の活用法【地域資源コーディネーター】
・先輩起業家の体験談【地元の起業家等】
・創業に必要な手続きについて【○○市、○○行政書士等】
・新規開業のための資金計画の作り方、融資制度【○○信用金庫】＜財務＞(☆)
・企業運営に必要な税務・経理知識について【○○税理士会】＜経営＞(☆)
・人を雇用する時のルールについて【○○社会保険労務士会】＜人材育成＞(☆)
・マーケティング戦略について【NPO法人○○、○○大学教授等】＜販路開拓＞(☆)
・販売におけるITの活用手法について【NPO法人○○】
・事業計画書の策定・助言【○○商工会議所、○○金融機関】　※【　】は予定される講師の所属等

(2)創業支援事業の実施方法
・○○市の会議室を無償で提供してもらい実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きを○○市及び○○商工会議所が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保はNPO法人○○と商工会議所が連携して行う。加えて、○○市役所、図書館、○○市のHP等で施策のPRを行う。卒業生については、○○市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、月に1度開催される○○市、○○商工会議所、NPO法人○○、○○商工会間の連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。連絡会議の中で、より具体的な支援が必要な創業支援者には、経営指導員や専門家の個別相談の実施によるハンズオン支援を行う。
・特定創業支援事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに○○市に提出する。
・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成○○年○月○日～平成○○年○月○○日
変更箇所については平成◇年◇月◇日～平成◇年◇月◇日　※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。

１２．特定創業支援事業者の証明について

＜制度概要＞

・今回の法律では、認定を受ける創業支援事業計画の中に、特に創業後、事業の成功確率が高まると考えられる支援については特定創業支援事業として位置づけることが可能になっています。

・そして、特定創業支援事業による支援を受けた創業者については、創業関連保証を創業6ヶ月前から受けることができ、金額も1，５００万円まで拡充されます。

・また、会社を設立する際には、創業時に登記に係る登録免許税が半分に軽減されます。

※条件等、ご不明な点は管轄の経済産業局へお問い合わせください。(P69参照)

・加えて、日本政策金融公庫の新創業融資制度を利用する際に、創業資金総額の１／１０以上の自己資金が確認できることが必要ですが、充足していると見なされ、融資を申請することができます。

・このため、創業者にとっては、市区町村が行う支援の中でも特に特定創業支援事業として位置づけられた支援を受けることで、支援策が拡充することになります。

・この特定創業支援事業については、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく事業を言い、原則、４回以上、1ヶ月以上の継続的な期間実施する支援を想定しています。この一連の支援の全てを受けた創業者が特定創業支援事業を受けた創業者になります。

・そして、特定創業支援事業による支援を適切に受けたことを証明するため、市区町村に当該事実を証明する証明書の交付を行っていただきます。

・このため、特定創業支援事業を実施する認定連携創業支援事業者と市区町村は名簿の共有等の措置を行い、要件を満たす創業者の管理を行って頂くことになります。

・創業者は、当該証明書を持って、信用保証協会（金融機関）、法務局又は日本政策金融公庫に行った場合、前記の特例措置を受けられることになります。

13. 証明書様式

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

平成　　年　月　日

市区町村長　名　殿

住 所
電話番号
申請者氏名　　印

産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間

2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）

・本店所在地

3. 設立する会社の資本額　　万円（会社の場合）

4. 事業の業種、内容

5. 事業の開始時期　　平成　年　月　日

証明日　平成　年　月　日

市区町村長　名　印

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限　平成〇年〇月〇日まで

14. 今後のスケジュール（予定）

（1）計画認定

■ 第13回 認定スケジュール

～１０月１３日	申請書（素案）受付締切り
～１１月下旬	申請（正式）受付締切り ※各経済産業局、関係省庁の事前審査終了後
～12月下旬	第13回認定

【参考1】第12回までのスケジュール

	第10回	第11回	第12回
申請書（素案）受付締切り	平成28年 10月14日	平成29年 3月10日	平成29年 6月23日
申請（正式）受付締切り	11月28日	4月21日	7月31日
認定	12月26日	5月19日	8月31日

（2）（平成29年度予算）創業支援事業者補助金（公募終了）

■ 公募スケジュール

公募	平成29年5月1日～5月29日
採択決定	平成29年6月30日
補助事業期限	平成29年12月31日

１５．Q&A

Ⅰ．創業支援事業計画の目標について

１．「創業支援事業の目標」はどういった目標を記載する必要があるのでしょうか。
←創業支援事業の「創業支援対象者数」及び創業支援事業により支援を受けた「創業者数」をそれぞれ記載することが必要です。相談数、ハンズオン支援数、セミナーの受講生、インキュベーションの入所数等の創業支援対象者数とそのうちの創業（予定）者数等を記載ください。その際、過去の実績等を参考に目標の根拠を記載してください。

２．「創業支援事業の目標」は支援事業ごとに設定しないといけないのでしょうか。
←原則、支援事業毎に個別の目標値を記載ください。
ただし、支援事業毎の成果が把握できることを前提に、複数の支援事業に対して、同一の（総合的な）目標を設定することも可能とします。

（補足）複数の創業支援事業を受けた者が創業した場合に、各事業において創業者数を重複してカウントすることは問題ないものとします。

３．創業後５年を経過していないもの（以下、創業後５年未満の者）のみを支援対象とし、「創業者数」の目標設定ができない場合は、創業支援事業として位置づけることができないでしょうか。
←事業を営んでいない個人を対象として、「創業者数」の目標設定（事業実施）が必要であり、これができない創業支援事業は認定対象にはなりません。

（補足）「創業者数」の目標設定ができる場合には、これから「創業を行う者」に加えて、既に創業した者を含めて事業を実施することができるものとします。

４．既に創業している創業後５年未満の者を目標値に含めることができるでしょうか。
←「創業支援対象者数」の目標値については、既に創業した者であっても創業後５年未満であれば、目標値に含めることが可能です。
「創業者数」については、既に創業した者を除き、創業支援を受けて創業を行う者について目標値を設定することが必要です。

５．目標値は、単年度または計画期間全体のどちらで設定する必要があるでしょうか。
←原則、単年度で目標値を設定することが必要です。ただし、事業の特性に応じて、計画期間全体で目標値を設定しても問題ないものとします。

１５．Q&A（続き）

６．広域で活動する創業支援機関が、複数の市区町村の創業支援事業計画に、同内容の創業支援事業で参画する場合、広域での累計値を目標値として設定することは認められるでしょうか。

←広域での累計値でも問題ありません。ただし、実績報告の際は、目標数、実績数とも市区町村単位で記載いただきます。なお、広域での累計値を目標値として設定する場合、各市区町村の創業支援事業計画中において、同一の創業支援事業を広域的に実施する旨、説明されていることが必要です。また概要についても年間目標値に広域での累計値を含める場合は括弧書きで広域事業における目標値を内数で記載ください。

Ⅱ．創業支援事業計画の内容について

１．申請書の分量はどれくらい記載する必要があるのでしょうか。

←創業支援事業の内容によりますが、創業支援事業の内容毎に1枚程度を目安に作成してください（別表１－１を除く）。

２．他の市区町村との共同申請は可能でしょうか。

←他の市区町村との共同申請が可能です。また、共同する市区町村数はいくつあっても構いません。異なる県の市区町村との共同申請も可能です。

（補足）経済産業局の管轄地域をまたぐ広域連携による共同申請の場合には、共同申請者の中で代表となる市区町村を定め、代表者が所在する地域を管轄する経済産業局に申請を行うものとします。

３．都道府県が全ての市区町村をまとめて申請することも可能でしょうか。

←都道府県が申請することはできません。県内の全ての市区町村が共同で申請することも可能ですが、今回の法律の趣旨は身近な支援体制を作ることなので、こうした場合についても、市区町村単位に近い窓口の設置が望まれます。

４．創業支援事業者とは何でしょうか。

←地域において、創業を支援する事業者です。例えば、民間コンサル、金融機関、商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、NPO法人等が想定されます。

５．創業支援事業者は、認定申請を行う市区町村内に所在する創業支援事業者でなければならないでしょうか。

←創業支援事業者の所在する地域、創業支援事業を実施する地域は問いません。

１５．Q&A（続き）

６．どのような創業支援機関と連携しても良いのでしょうか。
←構いません。個人と連携しても構いませんし、他市区町村の創業支援機関と連携することも可能ですので、実効性の高いネットワーク体制を構築していただく事が望まれます。

７．別表２の「実施する者の概要」について、法人の場合の氏名・住所・代表者はどう記載すればよろしいでしょうか。
←法人の場合は名称及び代表者名で記載してください。
※産業競争力強化法第113条3項3号イ「当該創業支援事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」

(例)　〇〇金融公庫△△支店が創業支援事業者として参画する場合
(1)氏名又は名称：〇〇金融公庫
(2)住所：本店の所在住所
(3)代表者の氏名：法人の代表者
(4)連絡先：〇〇金融公庫△△支店担当者：□□ TEL：××-××-××

８．創業支援事業者が参画せず、市区町村単体による申請は可能でしょうか。
←可能です。ただし、市区町村が実施する創業者の支援には、民間のノウハウの活用が必要となりますので、何らかの形での連携が必要になると考えています。また、市区町村が関与せず、創業支援事業者のみの申請は認められません。

９．複数の市区町村が共催で創業支援事業を実施する場合に、同事業を各市区町村の創業支援事業計画として位置づけることは認められるでしょうか。
←認められます。

１０．複数の金融機関との連携を考えていて、窓口相談等を実施する場合、一つの事業計画書にまとめて、なおかつ目標数についても合計数を記載する形で問題ないでしょうか。
←同一事業を複数の創業支援事業者と連携して行う場合や、同一の窓口相談・類似の創業支援セミナーにて実施するような場合は、一枚の事業計画書にまとめて記載していただく形で構いません。別表2にて、「実施する者の概要」に、関係する機関を記載下さい。また創業支援対象者数や創業者数につきましても、合計数を記載していただく形で問題ありません。

１１．認定自治体の概要計画の記載については、何か決まりはありますか。
←概要様式を参考として、記載ください。

１５．Q&A（続き）

１２．ワンストップ相談窓口を市以外に設置する場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。

←別表2にワンストップ相談窓口を記載して下さい。また、別表１－１には市の相談窓口を必ず記載するようにし、市の相談窓口とワンストップ相談窓口との連携に関 しても記載して下さい。

１３．認定創業スクール事業は創業支援事業計画に位置づけることはできないのでしょうか。

←国の認定事業である創業スクール事業であっても、創業支援事業者と市区町村が連携して実施するものであれば、創業支援事業計画に位置づけることは認められます。

※複数年度に亘って事業を実施する予定の場合も同様です。

１４．特定創業支援事業の要件である「原則として4回以上、1ヶ月以上の継続的な支援」について、「セミナー1回＋個別相談3回」による計4回の場合でも、継続的な支援の要件を満たすことになるでしょうか。

←複数の特定創業支援事業を組み合わせた場合であっても、原則4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な支援が実施され、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が全て習得できる創業支援事業であれば、問題ありません。ただし、その旨計画内に記載していただく必要がございます。

（補足）特定創業支援事業ではない事業で、他の特定創業支援事業の要件を満たすことはできません。なお特定創業支援事業を組み合わせて要件を満たす場合は、該当する別表毎にその旨記載して下さい。また、運用については、関係機関との事前調整をお願いします。

１５．計画期間の始期を、認定日より前に遡ることは認められるでしょうか。

←計画期間の始期を前回認定日（第１３回認定の場合は第１２回の認定日）まで遡及することは可能です。

（補足）計画期間を遡及した場合には、計画期間の始期以降に実施した特定創業支援事業について、4回以上、1ヶ月以上の継続支援の算定に含むことができます。他方、証明書の発行を認定日より前に行うことは認められません（証明書の発行日を遡及することも不可）。

１５．Q&A（続き）

１６．特定創業支援事業とは具体的にはどのような事業をいうのでしょうか。
←創業を行おうとする者に対して行う、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援をいいます。
　具体的には、インキュベーションマネージャーが支援を行うインキュベーション施設での支援、複数回のセミナー、ハンズオン支援等が該当します。原則として、セミナー等については4回以上かつ1ヶ月以上をかけて実施する支援であり、ハンズオン支援については1ヶ月以上の継続的な支援をいいます。
既に事業を行っている事業者のみを対象とする事業は該当しません。

１７．特定創業支援事業を含まない創業支援事業計画は認められるのでしょうか。
←認められます。特定創業支援事業を含まない場合でも、法律上の効果として、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人の信用保険の特例及び、中小機構からの支援を受けることが可能です。

１８．何年の計画を立てる必要があるのでしょうか。
←原則、１年以上５年を超えない計画を立てることが可能です。

（補足）計画期間の終期は平成３０年３月３１日を越えても問題ありませんが、法律の見直しが定められておりますので、その旨ご留意ください。

１９．計画期間は各事業全て統一の期間で設定しなければならないのでしょうか。
←原則として、統一の期間を記載してもらうことを考えています。しかし事業終了年度が 決まっている場合や、次年度から事業実施となる場合等、やむを得ず期間がずれる場合には統一の期間としなくても結構です。

２０．法認定を受けた後、計画の変更は認められますか。
←創業支援事業者の追加、特定創業支援事業の見直し等、変更が必要となる場合には、計画変更を行うことが可能です。ただし、事業を廃止する等の事業縮小となる変更を行う場合は、相応の経緯・合理的な理由等が必要となります。

２１．創業支援事業計画の新規認定は、いつまで行われるのか。
←法律の見直し期限となる平成３０年３月末まで新規認定を続けることを想定しています。

２２．都道府県の具体的な役割、権限は何でしょうか。
←市区町村への情報提供という役割に加え、県支援センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村の調整役、及び創業支援事業者としての参画等を期待しています。

２３．計画の認定を受けた市区町村にはどのような事務が生じるのでしょうか。
←認定計画に記載された創業支援事業の執行、特定創業支援事業に係る証明書の交付事務の他、創業支援事業が円滑に実施されるよう、次のような役割を担っていただくことが必要と考えています。

・創業時に当該市区町村に対して必要となる許認可、届出等に関する情報の創業者へのワンストップでの提供
・創業支援事業者との連絡・調整、創業支援事業者が実施する創業支援事業の実施状況の確認　等

２４．認定を受けた市区町村はどのような報告義務が課されるのでしょうか。
←年度末を区切りとして１年に１回程度、創業支援事業毎の支援対象者数、創業者数及びその属性（性別、年齢別）について報告いただくほか、特定創業支援事業に関しては、証明書の発行枚数及びその使用用途（登録免許税に活用等）、また、証明書を活用して創業した者の人数やその職種等について報告いただく予定です。

２５．業種の制限はあるのでしょうか。
←特段制限はありませんが、公序良俗を害する恐れのある事業を行おうとしている創業希望者については支援対象から除かれますので、この旨計画に明記してください。

２６．創業に必要な要素は何でしょうか。
創業希望者が創業するにあたり、把握しておくべき内容をとりまとめたものです。本計画においては、本事項についてどの機関がどういう役割を担うかを記載いただくこととしております。なお、記載にあたっては記載例を参考にしてください。
また、本事項に代えて「創業支援事業計画のイメージ」を記載いただいても構いません。
「創業支援事業計画のイメージ」該当URL↓↓↓
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2015/0528image.pdf

Ⅲ．認定について

１．どのような方が内容を審査するのでしょうか。
←外部の専門家の評価を踏まえ、各経済産業局、経済産業省、総務省や申請内容によっては他関係省庁が審査を行います。
外部の専門家は、学識経験者、創業経験者、中小企業団体等を想定しております。

２．経済産業局との事前の調整は必要でしょうか。
←経済産業省及び総務省以外の省庁の所管の有無の確認や、書類の内容の不備等の防止の観点から、事前の調整が必要と考えています。

１５．Q&A（続き）

３．何件の申請まで受け付けるでしょうか。
←基本的には、1つの市区町村で1つの認定計画となるため、件数の限定はなく、認定を受けたい市区町村がある限り申請を受け付けます。

４．どのような内容を審査するのでしょうか。
←創業支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであるかどうか、創業支援事業計画に記載されている創業支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるかどうかについて審査します。

５．添付資料のうち、「創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類」について、どのような資料を提出する必要があるでしょうか。
←組織として創業支援事業を実施することについて、意思決定が行われていることが確認できる資料であれば問題ありません。
（例：理事会の決議録、代表者名等により作成された合意文書（様式自由）等）

６．概要資料（概要図）において、創業支援事業計画では認定連携創業支援事業者に位置づけられていない者を、連携する支援機関として記載することはできるでしょうか。
←認定連携創業支援事業者以外に連携する支援機関（例：(独)中小企業基盤整備機構等）を「連携事業者」として概要資料に記載することは可能です。

Ⅳ．変更認定について

１．変更認定の申請時期はいつになるのでしょうか。
←変更認定申請の受付スケジュールは認定申請と同様になります。指定の提出〆切日までに管轄の経済産業局へ素案を提出してください。

２．どんな場合であっても、変更認定申請は必要となるのでしょうか。
←計画に位置づけられた事業内容で、特定創業支援事業の内容の変更、実施する認定連携創業支援事業者の追加、共同して実施する市区町村の追加等が生じた際に必要となります。その他の変更については管轄の経済産業局に問い合わせてください。

３．変更認定申請に際し、提出資料として何が必要になるでしょうか。
←変更認定申請書、変更後の創業支援事業計画、変更前と変更後を対比して記載した創業支援事業計画、参考資料「創業支援事業計画の概要（概要図）」が必要になります。また一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を追加する場合は、定款などの添付資料が必要となります。

１５．Q&A（続き）

４．変更が生じた別表はどのように修正すればよろしいでしょうか。
←追加箇所については下線（例：創業支援）を、削除箇所については取消線（例：~~創業支援~~）を付してください。なお変更前と変更後を対比して記載した創業支援事業計画は、変更が生じた別表のみで構いませんが、変更後の創業支援事業計画は全ての別表１、別表2を提出してください。

５．変更認定申請をした場合についても、計画時期の遡及は可能でしょうか。
←変更認定申請をした場合においても、変更認定申請した別表の事業について計画期間の始期を前回認定日（第１３回認定の場合は第１２回の認定日）まで遡及することが可能です。

６．変更認定の際、計画期間はどのように記載をすればよいでしょうか。
←例１）第3回で認定、第１３回で既に記載してある事業の内容を変更する場合
（下記下線部を記載）
平成２６年６月２０日～平成３０年３月３１日
変更箇所については平成２９年８月３１日～平成３０年３月３１日
※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第１３回認定日以降の申請が対象となる【＊特定創業支援事業の場合】

例２）第3回で認定、第１３回で新たに事業を追加し、計画変更する場合
（下記下線部を記載）
平成２９年８月３１日～平成３０年３月３１日
※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第１３回認定日以降の申請が対象となる【＊特定創業支援事業の場合】

７．「認定創業支援事業計画の変更認定申請書」（様式第４３）文中の創業支援事業計画の認定を受けた日付とは、いつの日付を記入すればよろしいでしょうか。
←前回認定を受けた日付をご記載ください。また2回目以降の変更を申請される場合は、前回変更認定を受けた日付をご記載ください。

例）第１回で認定（平成２６年３月２０日）、第５回で変更認定（平成２７年５月２０日）をし、第１３回で再度変更認定申請する場合
←前回変更認定を受けた日付（第５回で変更認定を受けた平成２７年５月２０日）をご記載ください。
＜参考：様式第４３の本文の記載方法（一部抜粋）＞
平成２７年５月２０日で認定を受けた創業支援事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第１１４条第１項の規定に基づき認定を申請します。

１５．Q&A（続き）

Ｖ．特定創業支援事業を受けた者の証明について

１．証明書の発行業務は誰が行うのでしょうか。
←市区町村が証明書を発行することになります。

２．どのような場合に創業者に対し、市区町村は証明書を発行できるのでしょうか。
←認定を受けた特定創業支援事業による支援を受けて創業を行おうとする者又は創業5年未満の個人の申請に対して発行が必要です。

３．特定創業支援事業による支援は、他の市区町村の創業者を除外して実施しなければならないのか。
←法律上は、他の市区町村で創業する創業者に対して特定創業支援事業による支援の実施、証明書の発行を行うことは可能です。

※法認定を受けたA市が、隣接するB町の居住者かつB町で創業を行う者に対して証明書を発行することも制度上は可能です。ただし、この場合、創業関連保証枠の拡充は認められますが、登録免許税の軽減措置、新創業融資制度の自己資金要件については、支援を行った市と同一市での創業が必要となります（共同の市区町村で連携を行った場合は、いずれの市区町村で創業しても支援の対象となります）。

４．認定連携創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受けた方についても市区町村が証明書を発行するのでしょうか。
←特定創業支援事業が記載された認定計画を作成した市区町村に証明書を発行していただきます。このため、認定連携創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受けられた方の情報について、市区町村との間で共有していただく必要があります。このため、認定連携創業支援事業者は、市区町村に受講者名簿を提出する等、証明書の適切な発行に向けた運用ルールを定め、申請書の創業支援事業の実施方法の欄に具体的手法について記載してください。

５．平成２８年度以降発行する証明書に有効期限を設ける必要があるのはなぜでしょうか。
←租税特別措置法第８０条第２項の適用期限が平成３０年３月３１日であるためです。また、拡充された「創業5年未満の個人」を対象とした、登録免許税の軽減措置について厳格に運用する必要があるため有効期限を設けています。

６．A市が発行する特定創業支援事業の証明書について、A市内で創業する者に限定して発行することは認められるでしょうか。
←特定創業支援事業を受け、要件を満たす者には原則、証明書を発行しなければなりません。

Ⅵ．登録免許税の減税

１．いくらに減税になるのでしょうか。
←株式会社又は合同会社については、登記の際、資本金の０．７％の金額がかかりますが、これを０．３５％に減額します。なお、株式会社は最低税額が１５万円、合同会社は最低税額が6万円にそれぞれ設定されていますが、これを株式会社は7．５万円、合同会社は3万円になります。
また、合名会社又は合資会社は、登記の際、１件につき6万円の金額がかかりますが、これを3万円になります。

２．登録免許税の減免について、株式会社を設立する場合の登録免許税しか減免を受けることができないでしょうか。
←平成２８年４月１日より、株式会社以外に合名会社、合資会社及び合同会社を設立する場合も登録免許税の減免を受けることができるようになりました。また、創業5年未満の個人事業主が会社を設立する場合についても登録免許税の減免を受けることができるようになりました。一方で、一般社団法人や一般財団法人等を設立する場合や創業5年を経過した個人事業主、会社を設立して創業した者が組織変更を行う場合の法人登記に要する登録免許税については支援対象外となります。

Ⅶ．補助金・交付金

１．認定連携創業支援事業者（以下、「創業支援事業者」という）に対する補助事業期間、補助対象経費、補助上限額等の概要はどのようなものでしょうか。
←創業支援事業者に対する国からの補助金を措置しております。１認定計画あたりの上限　１，０００万円で、補助率は2／3となります。 対象事業は、創業支援事業者が実施する経営指導、スキルアップ研修、コワーキング事業への補助を行います。対象経費は、人件費（新規雇用の場合に限る）、専門家謝金、旅費、設備費（５０万円以下）、委託費、広報費などです。なお、詳細は募集要項をご参照ください。

２．地域経済循環創造事業交付金の対象経費はどのようなものでしょうか。
←地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資に係る経費（地域における生産・サービス拠点の創出に資する施設整備費・機械装置費及び備品費）が対象であり、国が地方公共団体（都道府県又は市町村）に対して交付金を交付します。（詳細はP7をご覧ください。）

16. 産業競争力強化法　抜粋

（定義）
第二条
22　この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。
一　事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
二　事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
三　会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。
23　この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。
一　前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であって、一月以内（認定創業支援事業計画（第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画をいう。）に記載された特定創業支援事業（第三号において「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
二　前項第一号に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
三　前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であって、二月以内（認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
四　前項第二号に掲げる創業により設立された会社であって、その設立の日以後五年を経過していないもの
五　前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であって、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
六　前項第三号に掲げる創業により設立された会社であって、その設立の日以後五年を経過していないもの
24　この法律において「創業支援事業」とは、創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する事業をいう。
25　この法律において「特定創業支援事業」とは、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第六章　第一節　創業等の支援

（創業支援事業の実施に関する指針）

第百十二条　経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業により創業を適切に支援し、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

２　実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

二　創業支援事業の実施方法に関する事項

三　創業支援事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項

四　その他創業支援事業に関する重要事項

３　経済産業大臣及び総務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

４　経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

５　経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（創業支援事業計画の認定）

第百十三条　市町村は、その実施しようとする創業支援事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　二以上の市町村がその創業支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の市町村は共同して創業支援事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

３　創業支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　創業支援事業の目標

二　当該市町村が実施する創業支援事業の内容（当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

三　当該市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該創業支援事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　当該創業支援事業の内容（当該創業支援事業の全部又は一部が特定創業支援事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

ハ　当該市町村が実施する創業支援事業との連携に関する事項

四　計画期間

４　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その創業支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該創業支援事業計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二　当該創業支援事業計画に係る創業支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

５　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援事業計画の内容を公表するものとする。

（創業支援事業計画の変更等）

第百十四条　前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

２　主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定創業支援事業計画」という。）において認定市町村が実施する創業支援事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第百十六条において「認定連携創業支援事業」という。）を実施する者（第百十七条第一項及び第百三十四条において「認定連携創業支援事業者」という。）を含む。）が認定創業支援事業計画に従って創業支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

３　主務大臣は、認定創業支援事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定市町村に対して、当該認定創業支援事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

４　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

５　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第百十五条　無担保保険の保険関係であって、創業関連保証（中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者である中小企業者（第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第号）第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第百十五条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円（同法第二条第二十三項第一号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証（以下「支援創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百万円）及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）及び八千万円から」とする。

２　第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であって、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

３～５（次頁）

３　無担保保険の保険関係であって、創業関連保証に係るもののうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　第二条第二十三項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

ロ　第二条第二十三項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二　当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に行ったこと。

４　創業関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であって政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

５　無担保保険の保険関係であって、創業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第百十六条　認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）であって、当該認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第号）第百十四条第二項に規定する認定連携創業支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（認定市町村に対する情報の提供等）

第百十七条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援事業者の依頼に応じて、その行う創業支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

２　都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第七章　雑則

（報告の徴収）
第百三十七条
３　主務大臣は、認定市町村に対し、認定創業支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣等）
第百四十条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。
一～五　（略）
六　創業支援事業計画に関する事項　経済産業大臣、総務大臣及び創業支援事業計画に係る創業支援事業を所管する大臣

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第二十八条及び第三十九条の規定　公布の日
二　第十六条（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第七十五条、第百三十四条（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）、第百三十七条第一項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）、第百五十条第三号（同項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第百五十二条（同号に係る部分（同項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十六条及び第三十六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（見直し）
第二条
２　政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律（第5章の規定を除く。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

（租税特別措置法の一部改正）
第二十九条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
（略）
第八十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
２　個人が、産業競争力強化法第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二条第二十五項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて株式会社の設立をした場合には、当該株式会社の設立の登記に係る登録免 許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円）とする。
（略）

（参照条文）
〇中小企業信用保険法（抜粋）

（無担保保険）
第三条の二　公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
２　前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。
３　公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に　規定する海外投資関係保険又は第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の契約　を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証（次条第一項に規定する　特別小口保険又は第三条の九第一項に規定する事業再生保険の保険関係が成立する　ものを除く。）をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該　債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、八千万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。
４　前条第三項から第五項までの規定は、第一項の保険関係に準用する。

（保険金）
第五条　公庫が普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険又は特定支払契約保険の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、信用保証協会が中小企業者に代わつて弁済（手形の割引及び電子記録債権の割引の場合は、支払。以下同じ。）をした借入金（手形の割引の場合は手形債務、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権に係る債務。以下同じ。）、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下同じ。）又は特定支払債務の額から信用保証協会がその支払の請求をする時までに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額）を控除した残額（第八条において「回収後残額」という。）に、百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）を乗じて得た額とする。
一　信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をした場合（第三号に掲げる場合を除く。）　求償権を行使して取得した額に弁済をした借入金又は社債に係る債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額
二　信用保証協会が当該中小企業者（特定中小企業者に限る。次号において同じ。）に対する求償権を行使するために債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。）に委託をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　求償権を行使して取得した額から当該委託に要する費用（経済産業省令で定める方法により算出する費用に限る。以下「回収委託費用」という。）に相当する額を控除した残額
三　信用保証協会が借入金又は社債に係る債務のほか利息についても弁済をし、かつ、当該中小企業者に対する求償権を行使するために債権回収会社に委託をした場合　第一号に定める額から回収委託費用に相当する額を控除した残額

17. 産業競争力強化法施行令　抜粋

（創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第二十一条　法第百十五条第四項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証を除く。）に係る保険関係、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係及び法第百十五条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とし、同条第四項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第二十二条　法第百十五条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・二九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）とする。

18. 産業競争力強化法施行規則　抜粋

第四章　創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化

第一節　創業支援事業計画

（創業支援事業計画の認定の申請）

第四十一条　法第百十三条第一項の規定により創業支援事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

２　市町村が実施する創業支援事業と連携して一般社団法人又は一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）が実施する創業支援事業がある場合には、前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　一般社団法人にあっては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財団法人にあっては定款及び役員名簿

二　最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない一般社団法人等にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）

三　登記事項証明書

四　創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

３　市町村が実施する創業支援事業と連携して特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が実施する創業支援事業がある場合には、第一項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　定款、役員名簿及び社員名簿

二　最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（設立後三年を経過していない特定非営利活動法人にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

三　登記事項証明書

四　創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

４　第一項の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとする。

（創業支援事業計画の認定）
第四十二条　主務大臣は、法第百十三条第一項の規定により創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該市町村に交付するものとする。
「産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき認定する。」
2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十二による通知書を当該市町村に交付するものとする。

（認定創業支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）
第四十三条　法第百十四条第一項の規定により創業支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。
2　前項の申請書及びその写しの提出は、認定創業支援事業計画の写しを添付して行わなければならない。
3　第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定創業支援事業計画に従って創業支援事業を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。
4　主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百十三条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該創業支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定市町村に交付するものとする。
「産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定する。」
5　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十四による通知書を当該認定市町村に交付するものとする。

（認定創業支援事業計画の変更の指示）
第四十四条　主務大臣は、法第百十四条第三項の規定により認定創業支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十五による書面を当該変更の指示を受ける認定市町村に交付するものとする。

（認定創業支援事業計画の認定の取消し）
第四十五条　主務大臣は、法第百十四条第二項又は第三項の規定により認定創業支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十六による書面を当該認定が取り消される認定市町村に交付するものとする。

第五章　雑則

（創業支援事業計画又は中小企業承継事業再生計画に関する権限の委任）

第五十三条　中小企業承継事業再生計画に関する総務大臣の権限は、当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

２　次の各号に掲げる財務大臣の権限は、当該各号に定める財務局長（福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する財務大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する財務局長又は国税局長

二　（略）

３　次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する厚生労働大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方厚生局長

二　（略）

４　次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水　産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する農林水産大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方農政局長

二　（略）

５　次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する経済産業大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する経済産業局長

二　（略）

６　次の各号に掲げる国土交通大臣の権限は、当該各号に定める地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する国土交通大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長

二　（略）

７　次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　創業支援事業計画に関する環境大臣の権限　当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方環境事務所長

二　（略）

様式第四十一（第４１条関係）

創業支援事業計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

市町村長　名　印

産業競争力強化法第１１３条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１．市町村が実施する創業支援事業について別表１に、市町村以外の者が実施する創業支援事業について別表２に記載する。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．創業支援事業の目標

（１）創業支援事業の目標について、別表１及び別表２により記載する。

（２）複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援事業について記載する。

２．創業支援事業の内容及び実施方法

（１）創業支援事業の内容及び実施方法について、別表１及び別表２により記載する。

（２）複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの創業支援事業について記載する。

３．計画期間

（１）計画期間について、別表１及び別表２により記載する。

（２）複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれの計画期間について記載する。

別表１

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
創業支援事業の内容及び実施方法
（１）創業支援事業の内容 （２）創業支援事業の実施方法
計画期間

（注）

１．複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。

２．「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。

３．「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。

４．「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援事業について記載する。

５．「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表２

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
（１）氏名又は名称 （２）住所 （３）代表者の氏名 （４）連絡先
創業支援事業の目標
創業支援事業の内容及び実施方法
（１）創業支援事業の内容 （２）創業支援事業の実施方法
計画期間

（注）

１．複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。

２．「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、ＦＡＸ番号及び法人である場合には担当者名を記載する。

３．「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。

４．「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。

５．「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。

６．「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

様式第四十二（第４２条関係）

創業支援事業計画の不認定通知書

年　月　日

市町村長　名　殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで認定申請のあった創業支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第１１３条第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十三（第４３条関係）

認定創業支援事業計画の変更認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

市町村長　名　印

平成　　年　　月　　日付けで認定を受けた創業支援事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第１１４条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第四十四（第４３条関係）

認定創業支援事業計画の変更不認定通知書

年　月　日

市町村長　名　殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった創業支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
法第１１３条第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十五（第４４条関係）

認定創業支援事業計画の変更指示の通知書

年　月　日

市町村長　名　殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで認定をした創業支援事業計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第１１３条第４項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第四十六（第４５条関係）

認定創業支援事業計画の認定取消し通知書

年　月　日

市町村長　名　殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで認定をした創業支援事業計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第１１３条第４項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

１９. 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則　抜粋

第一章　総則

（認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第二十三項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援事業が記載された創業支援事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

２　前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

一　証明を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　支援を受けた認定特定創業支援事業の内容及び期間

三　前号の支援を受けて行う事業の内容

四　前号の事業を開始時期

（特定創業支援事業）

第八条　法第二条第二十五項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一　経営に関する知識

二　財務に関する知識

三　人材育成に関する知識

四　販売の方法に関する知識

第四章　中小企業の活力の再生

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百十五条第一項の経済産業省令で定める資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第二十二項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

20. 租税特別措置法及び同法施行規則　抜粋

租税特別措置法

（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
第八十条
１（略）
２　個人が、産業競争力強化法第百十四条第二項 に規定する認定創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項 の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二条第二十五項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて会社の設立をした場合には、当該会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
一　株式会社　当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、申請件数一件につき七万五千円）
二　合名会社又は合資会社　申請件数一件につき三万円
三　合同会社　当該合同会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が三万円に満たない場合には、申請件数一件につき三万円）
３（略）

租税特別措置法施行規則

（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等）
第三十条の二（略）
１～３（略）
４　法第八十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る会社の設立が産業競争力強化法第百十四条第二項に規定する認定創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において同法第二条第二十五項に規定する特定創業支援事業による支援を受けてされたものであることの記載があるものを添付しなければならない。
５（略）

21. 創業支援事業の実施に関する指針

創業支援事業の実施に関する指針

一　目的

この指針は、法第百十二条第一項の創業支援事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援事業の適切な実施を図り、もって平成二十五年六月十四日の閣議決定「日本再興戦略について」に基づいて推進する地域の資源を活用した創業の促進に寄与することを目的とする。

二　創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援事業計画においては、創業支援事業の対象者及び創業支援事業により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

三　創業支援事業の実施方法に関する事項

イ　市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、民間事業者が創意工夫を生かして実施する創業支援事業との連携等により民間事業者の能力の活用が図られるよう努めるものとする。

ロ　市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業により、当該市町村の地域の資源の活用、当該市町村に居住する者の雇用の創出等に資する事業を新たに開始する者を支援することにより、当該地域の活性化が図られるよう努めるものとする。

ハ　認定市町村及び認定連携創業支援事業者は、創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者の新たに開始する事業が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、当該支援を行わないものとする。

四　創業支援事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項

イ　市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該市町村以外の者が実施する創業支援事業と一貫して円滑に実施するための適切な創業支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

ロ　認定市町村は、イの創業支援事業計画に基づき、当該市町村及び当該市町村以外の者が連携して実施する創業支援事業が、一貫して円滑に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

ハ　認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、創業支援事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関との連携等により創業支援事業を継続して行うよう努めるものとする。

ニ　認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業計画に記載された創業支援事業の内容その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。

五　その他創業支援事業に関する重要事項

認定市町村は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明を受けた創業者の新たに開始した事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、経済産業大臣に報告するものとする。

六　備考

この指針において使用する用語は、法、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）、産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。

22. 問い合わせ先

お問い合わせ先	提出先住所	連絡先 電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-700-2251	北海道
東北経済産業局 産業支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎B棟	022-221-4882	青森,岩手,宮城,秋田, 山形,福島
関東経済産業局 新規事業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0275	茨城,栃木,群馬,埼玉, 千葉,東京,神奈川, 新潟,長野,山梨,静岡
中部経済産業局 経営支援課・ 新事業支援室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2761	愛知,岐阜,三重
中部経済産業局 電力・ガス事業 北陸支局　産業課	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎	076-432-5401	富山,石川
近畿経済産業局 創業・経営支援課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6014	福井,滋賀,京都,大阪, 兵庫,奈良,和歌山
中国経済産業局 経営支援課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5658	鳥取,島根,岡山,広島, 山口
四国経済産業局 新規事業室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8521	徳島,香川,愛媛,高知
九州経済産業局 新産業戦略課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5438	福岡,佐賀,長崎,熊本, 大分,宮崎,鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1730	沖縄
中小企業庁 創業・新事業促進課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1767	―
総務省 地域力創造グループ 地域政策課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5523	地域経済循環創造事業交付金、特別地方交付税について

■地域における創業支援体制の整備（申請書様式等についてはこちらから）：
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html

■地域の相談窓口（ミラサポ内　地域のワンストップ相談窓口）：

https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html